

第4次いばら男女共同参画プラン 井原市DV防止及び被害者支援計画

令和3年3月

岡山県井原市

はじめに

人口減少社会の本格化や人生100年時代の到来に直面する我が国にとって、男女共同参画社会の実現と女性の活躍推進は、社会全体が取り組むべき重要課題とされています。



本市におきましても、男女が自立した人間としてあらゆる分野でいきいきと輝くことのできる社会の実現を目指し、「井原市男女共同参画のまちづくり条例」に基づき、市民と事業者、市の協働により「第3次いばら男女共同参画プラン・井原市DV防止及び被害者支援計画」を推進してまいりました。

その間に実施いたしました「男女共同参画に関する市民意識調査」からは、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は改善されつつあることが認められます。しかしながら、依然として家庭での役割に対する根強い固定観念や各分野における男女の地位の不平等感は大きく、また、DVに関しては犯罪の複雑化や被害者の低年齢化が憂慮される状況にあります。

このような状況を踏まえ、「第4次いばら男女共同参画プラン・井原市DV防止及び被害者支援計画」を策定いたしました。本プランは、これまでの取り組みを継承しつつ、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づく「井原市女性活躍推進計画」としても位置付けます。

男女共同参画のまちづくりを実現するためには、市の取り組みはもとより、市民の皆様・民間団体・事業者並びに関係機関の方々が連携して取り組んでいくことが重要でございます。引き続き、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本プランの策定にあたり、ご提言を賜りました井原市男女共同参画推進審議会委員の皆様や貴重なご意見ご提案を賜りました皆様に心から御礼申し上げます。

令和3年3月

井原市長 大 舌 勲

目次

第4次いばら男女共同参画プラン

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の経緯	1
2 計画の目的と基本理念	2
3 計画の位置付け	2
4 計画の期間	2
5 計画の体系	3
6 基本目標別SDGsに係る取り組み	5
7 指標	6

第2章 基本目標別計画の内容

基本目標Ⅰ ともに育む	7
取組1 男女共同参画についての意識改革	8
取組2 男女共同参画を目指す生涯学習	11
基本目標Ⅱ ともに輝く	14
取組1 まちづくりへの男女共同参画	15
基本目標Ⅲ ともに働く 【女性活躍推進計画】	18
取組1 働く場における男女平等の実現	19
取組2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	21
取組3 多様な生き方を可能にする条件整備	23
基本目標Ⅳ ともに生きる	25
取組1 生涯を通じた女性の健康支援	26
取組2 女性の自立を支援する福祉の充実	28
取組3 配偶者等からの暴力の根絶	30

第3章 計画を推進するにあたって

1 推進体制の充実	32
2 他機関との連携	32

目次

井原市DV防止及び被害者支援計画

第1章 策定にあたって	33
-------------	----

第2章 計画の基本的な考え方

1 井原市の現状及び取組	34
2 策定の趣旨	35
3 計画の位置付け及び見直し	35
4 計画の体系	36

第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ 発生の防止及び抑制に向けた取組の推進	37
重点目標1 人権教育・啓発の推進	37
重点目標2 DVに関する理解促進	38
基本目標Ⅱ 被害者等救済体制の充実	38
重点目標3 相談体制の充実	38
重点目標4 発見・通報に関する体制の整備	40
重点目標5 被害者等の安全な保護・支援体制の整備	41
基本目標Ⅲ 被害者の自立を支援する環境整備	42
重点目標6 住居の確保に向けた支援	42
重点目標7 経済的自立に向けた支援	42
重点目標8 被害者等に関する個人情報保護	43
重点目標9 関係機関との連携強化	44

◇参考資料

計画策定の経緯	45
井原市男女共同参画のまちづくり条例	46
井原市男女共同参画のまちづくり条例施行規則	50
井原市男女共同参画推進審議会委員名簿	52
男女共同参画社会基本法(抄)	53
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(抄)	56
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(抄)	58
男女共同参画に関する年表	64
男女共同参画に関する市民意識調査集計結果の概要	71

第4次
いばら男女共同
参画プラン

1 計画策定の経緯

本市では、平成4年より「女性アドバイザー事業」の実施をはじめとして、女性の視点からあらゆる分野についての意見を聴取し、市政に反映させるとともに、女性の市政に対する関心や参加意識の高揚に努めてきました。

平成9年には市内女性団体の情報交換と女性自身の意識の向上を図ることを目的として、「女性のネットワークづくり事業（現：男女共同参画ネットワーク事業）」をスタートさせ、女性団体等の連携と交流を図るなど、積極的な取り組みを展開してきました。

平成12年3月に、本市の男女共同参画行政に係る初めての行動計画である「いばら男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画のさらなる推進に向けた取り組みを行ってきました。

平成15年3月には、市民自らが男女共同参画社会の実現を目指し、いつまでも住み続けたいまちづくりを進めるため、「井原市男女共同参画のまちづくり条例」を制定（同年10月施行）しました。

この条例の理念に基づき、平成18年3月には「いばら男女共同参画プラン（改訂版）」、平成23年3月に「第3次いばら男女共同参画プラン」を策定し、平成28年3月に同プランを見直し、様々な施策を実施してきました。

その間、国においては、社会全体で女性の活躍を支援する動きが拡大し、平成27年に女性が職業生活において、その希望に応じて、十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が成立しました。

こうした中、井原市男女共同参画推進審議会からの提言を受け、「第3次いばら男女共同参画プラン」に基づく施策や令和2年度に実施した市民意識調査、国・県の動向を踏まえ、社会情勢や市民の意識の変化に対応するため「第4次いばら男女共同参画プラン」を新たに策定しました。

本計画に基づき、総合的に施策を推進しながら、一人ひとりの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが個性や能力を十分に発揮し活躍することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

2 計画の目的と基本理念

本計画は、男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらずそれぞれ個性と能力を十分発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現を目的としています。

また、「井原市男女共同参画のまちづくり条例」で規定している次の6つの基本理念を、本計画の基本理念とします。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 多様な生き方の選択
- (3) 方針決定の場への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動との両立
- (5) 男女の生涯の健康への配慮
- (6) 国際的な協調

3 計画の位置付け

- (1) 本計画は、「井原市男女共同参画のまちづくり条例」に基づいて、男女共同参画社会の実現を目指す市の総合的な行動計画です。
- (2) 本計画は、「井原市第7次総合計画」との整合性を図りながら、総合的かつ計画的に施策を推進するものです。
- (3) 本計画は、「第3次いばら男女共同参画プラン」を引き継ぎ、策定するものです。
- (4) 本計画は、「女性活躍推進法」第6条第2項に規定する井原市の推進計画としても位置付けます。
- (5) 本計画は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（以下「SDGs」という。）」との関連を示し、SDGs達成に向けても取り組みます。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6カ年とします。

5 計画の体系

	基本目標	取組	施策の方向
男女共同参画社会の実現を目指して	I ともに育む お互いを尊重する男女平等の意識づくり	1 男女共同参画についての意識改革	(1)固定的な性別役割分担意識の解消 (2)社会生活における慣行の見直し (3)人権としての性の尊重 (4)男女共同参画に関する調査研究と情報の収集・提供 (5)男女共同参画に関する相談体制の充実
		2 男女共同参画を目指す生涯学習	(1)家庭・地域における男女平等教育、学習の推進 (2)男女平等の視点に立った学校教育の推進 (3)多様な学習機会の充実と学習環境の整備
	II ともに輝く 男女共同参画による豊かな地域社会づくり	1 まちづくりへの男女共同参画	(1)政策や方針決定過程への女性の参画促進 (2)地域活動への男女共同参画 (3)女性のエンパワーメントの促進 (4)防災・災害復興活動における男女共同参画の推進 (5)国際交流・国際貢献の推進
	III ともに働く 【女性活躍推進計画】 ゆとりを持って働ける環境づくり	1 働く場における男女平等の実現	(1)男女の均等な雇用機会と待遇の確保 (2)職場における女性の役職への登用 (3)職場慣習の見直し
		2 仕事と生活の調和の実現	(1)職業生活と家庭・地域生活の両立支援 (2)多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実 (3)社会的気運の醸成
		3 多様な生き方を可能にする条件整備	(1)多様な就業形態の条件整備 (2)女性の職業能力の開発及び能力発揮の支援 (3)自営業等に従事する女性の労働条件の向上
	IV ともに生きる 健康で安らぎのある生活の基盤づくり	1 生涯を通じた女性の健康支援	(1)女性の健康と母子保健の充実 (2)ライフステージに応じた健康づくりの推進
		2 女性の自立を支援する福祉の充実	(1)高齢者や障害者の生活の安定と生きがいづくり (2)高齢者や障害者の介護支援体制の充実 (3)子育て世帯への支援施策の充実 (4)ひとり親家庭などの安定と自立支援
		3 配偶者等からの暴力の根絶	(1)暴力の根絶のための基盤づくり (2)被害者への相談・救済・支援体制の充実

※SDGsのロゴについては、次頁参照

SDGs 持続可能な開発のための2030アジェンダの取り組み

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの、先進国も途上国もすべての国が関わって解決していく国際社会全体の開発目標です。地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、17の目標から構成され、貧困・教育・ジェンダーなど広範囲な課題に対する統合的な取り組みが示されています。

	1 貧困 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。		2 飢餓 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	3 保健 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		4 教育 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	5 ジェンダー ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。		6 水・衛生 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
	7 エネルギー すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。		8 成長・雇用 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。
	9 イノベーション 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		10 不平等 各国内及び各国間の不平等を是正する。
	11 都市 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する。		12 生産・消費 持続可能な生産消費形態を確保する。
	13 気候変動 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。		14 海洋資源 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	15 陸上資源 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。		16 平和 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	17 実施手段 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	ロゴ：国際連合広報センター作成	

6 基本目標別SDGsに係る取り組み

男女共同参画社会の実現を目指して



基本目標Ⅰ ともに育む



男女の区別なく、すべての人が知識や技能を習得できる。



性別を理由にした役割分担意識をなくす。



政策、制度による機会均等を確保し、不公平を是正する。

基本目標Ⅱ ともに輝く



すべての人が自己啓発に努め能力を高めることができる。



女性の参画及びリーダーシップの機会を確保する。



性別に関わりなく、すべての人が能力を発揮できる。



男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興活動を推進する。



互いの違いを認めながら、ともに生きていく。

基本目標Ⅲ ともに働く



キャリアアップ・能力育成の機会に平等にアクセスできる。



性別による不利益な職場慣習の見直しを促進する。



すべての人が働きがいのある仕事ができる。



男女がともに職業生活と家庭・地域生活の両立が可能となる。

基本目標Ⅳ ともに生きる



適切な社会保障制度や対策を実施する。



生涯を通じた健康の維持を支援する。



配偶者等からのあらゆる暴力を根絶する。



健康や社会保障の分野で平等である。



被害者だけでなく擁護する子ども等への虐待や暴力を根絶する。

7 指標

取り組みの効果が検証できるよう、令和8年度を目標年次とする指標を設定します。

基本目標Ⅰ とともに育む

指標	第3次プラン 推進時(H27)	第4次プラン 策定時(R 2)	目標値
「男女の地位が社会全体で平等である」と考える市民の割合 【市民意識調査】	14.3%	14.6%	15.0%

基本目標Ⅱ とともに輝く

指標	第3次プラン 推進時(H27)	第4次プラン 策定時(R 2)	目標値
「家庭の中で、自治会などの地域活動の分担が夫婦同じ程度である」と考える市民の割合 【市民意識調査】	36.9%	39.8%	45.0%
審議会等委員に占める女性の割合	30.3%	35.5%	40.0%

基本目標Ⅲ とともに働く

指標	第3次プラン 推進時(H27)	第4次プラン 策定時(R 2)	目標値
「ワーク・ライフ・バランスがとれている（どちらかといえばとれている）」と考える市民の割合 【市民意識調査】	—	74.4%	80.0%
井原市職員の管理的地位にある職員に占める女性の割合	9.4%	18.0%	22.0%

基本目標Ⅳ とともに生きる

指標	第3次プラン 推進時(H27)	第4次プラン 策定時(R 2)	目標値
DV被害時に相談できている市民の割合 【市民意識調査】	57.7%	61.3%	65.0%

基本目標 I

ともに育む ～お互いを尊重する男女平等の意識づくり～

私たち一人ひとりが、自己の能力や個性を發揮することができ、あらゆる場において男女が対等であることを認め合い、生き方を主体的に選択できる社会を築くことが必要です。

そのためには、性別役割分担の固定化につながる制度や慣習等を見直すとともに、意識変革を促す普及啓発活動を展開し、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる場において、男性も女性も生涯にわたり、社会の対等な構成員として、互いの人格や生き方を尊重し合いながら、男女平等を推進していくことが大切です。

男女共同参画社会を形成するためには、こうした性別役割分担意識の解消をあらゆる教育、学習の場において積極的に取り組んでいくことが求められます。

また、長時間労働の常態化による時間的な制約などから、育児・介護など家庭生活や地域活動に十分参加できていないことから、働き方に対する意識改革を推進し、生きやすく暮らしやすい社会を築くことが、男女共同参画社会の実現に必要であるという認識を広める必要があります。

井原市男女共同参画のまちづくり条例

第3条第1号（基本理念）

男女の個人としての尊厳が重んじられ、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、互いにその人権を尊重し、直接又は間接に性別による差別を受けることなく、個人として能力を發揮できる機会が確保される社会であること。

第3条第2号（基本理念）

男女一人ひとりが、自立した個人としてその能力を十分に發揮し、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、主体的な自己の意思及び責任により多様な生き方を選択することができる社会であること。

取組1 男女共同参画についての意識改革

男女共同参画は、これまでの取り組みの効果もあり、時代とともに変わりつつあると感じるものの、市民意識調査では、現実的には男性が仕事、女性が家事を主に担っているなどの結果が見られたほか、男女の地位の平等観については「社会通念、慣習、しきたりなど」、「政治の場」、「社会全体」において、男性が優遇されていると感じている人の割合が7割を超えており、5年前の調査と比較して、変化がみられないなど、依然として、男女間の不平等の意識が残っていることがうかがえます。

こうした性別に基づく固定的な役割分担意識を含んでいるものの見方や考え方は、女性や男性の行動を制約する要素となり、とりわけ女性が主体的に生きるための自由な選択や能力発揮の障害となっています。

また、人権としての性の尊重を推進していくには、多様な性の理解や女性への暴力、また性の商品化などに対する社会環境の改善に引き続き取り組んでいく必要があります。

性別にとらわれず、誰もが、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、市民全体が、これらの問題を正しく理解し、認識するための様々な啓発活動を行うとともに、地域における実態の把握や調査研究を行い、施策に反映していくことが必要です。

● 施策の方向

(1) 固定的な性別役割分担意識の解消

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割にとらわれない平等意識の浸透を図るため、あらゆる機会を通じて、意識改革を促す施策の推進に努めます。

人々の意識は、メディアを通じて入ってくる情報によっても大きく影響されるため、刊行物やメディアなどの偏った表現の見直しを図ります。

◆ 実施事業

- ・ ジェンダー^(※1)にとらわれない意識を醸成するための学習機会の提供
- ・ 刊行物やメディアなどの男女平等意識の普及
- ・ 情報紙等広報媒体を活用した啓発

(※1) ジェンダー（社会的性差）

生物学的性差であるセックス（sex）とは違い、性別に基づいて社会的に要求される役割などの社会的性差をジェンダー（gender）という。

ある社会において、生物学的男性ないし女性にとってふさわしいと考えられている役割・思考・行動・表象全般を指し、男性にとっては男性らしさであり、女性にとっては女性らしさのことをいう。

(2) 社会生活における慣行の見直し

社会経済の急速な変化に対応するため、新たな制度の構築や抜本的な見直しが行われる中、男女共同参画の視点に立ち、男女ともにライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けた制度・慣行の見直し、「働き方改革」を推進します。

◆実施事業

- ・男女共同参画の視点に立った慣習等の見直し、広報・啓発活動の実施
- ・慣行の見直しに向けて関係機関、団体、企業等への協力要請
- ・男女共同参画を推進する市民及び企業の表彰
- ・男性の家事・育児等に対する意識改革のための取組
- ・働き方改革を推進するための取組

(3) 人権としての性の尊重

男女が互いの性と人権を尊重し、理解し合える社会をつくるためには、人権侵害に対して敏感な目を持つことが大切です。LGBT等^(※2)を含む、性に対する様々な問題について、正しく理解・認識するための学習機会の提供に努めます。

◆実施事業

- ・人権としての性についての啓発
- ・学校教育をはじめとする様々な場でのメディア・リテラシー^(※3)向上のための教育・啓発
- ・人権としての性教育の充実

(※2) LGBT等

L：レズビアン（女性の同性愛者）、G：ゲイ（男性の同性愛者）、B：バイセクシュアル（両性愛者）、T：トランスジェンダー（身体と心の性別に違和感があるなどで、生まれた時の性別とは違う性別で生きたいと望む人）の頭文字を組み合わせたもの。

LGBT以外にも、様々な性のあり方があるため、LGBT等としている。

(※3) メディア・リテラシー

情報を伝達する媒体（メディア）を使いこなす基礎的な素養のことで、メディアを通じて情報を習得・収集し、取捨選択及び評価・判断する能力や、自らの持つ情報がメディアを通じて適切に発信できる能力を指す。

(4) 男女共同参画に関する調査研究と情報の収集・提供

国内外の男女共同参画に関する問題について実態把握に努めるとともに、男女の置かれている状況を客観的に把握することのできる統計資料等の収集・提供を充実します。

◆実施事業

- ・ 市民意識調査の実施
 - ・ 男女共同参画に関する情報の収集・提供
 - ・ 男女共同参画施策の実施状況についての報告書作成
-

(5) 男女共同参画に関する相談体制の充実

男女共同参画の推進に関する相談窓口を広く市民に周知するほか、相談体制の充実を図ります。

取組2 男女共同参画を目指す生涯学習

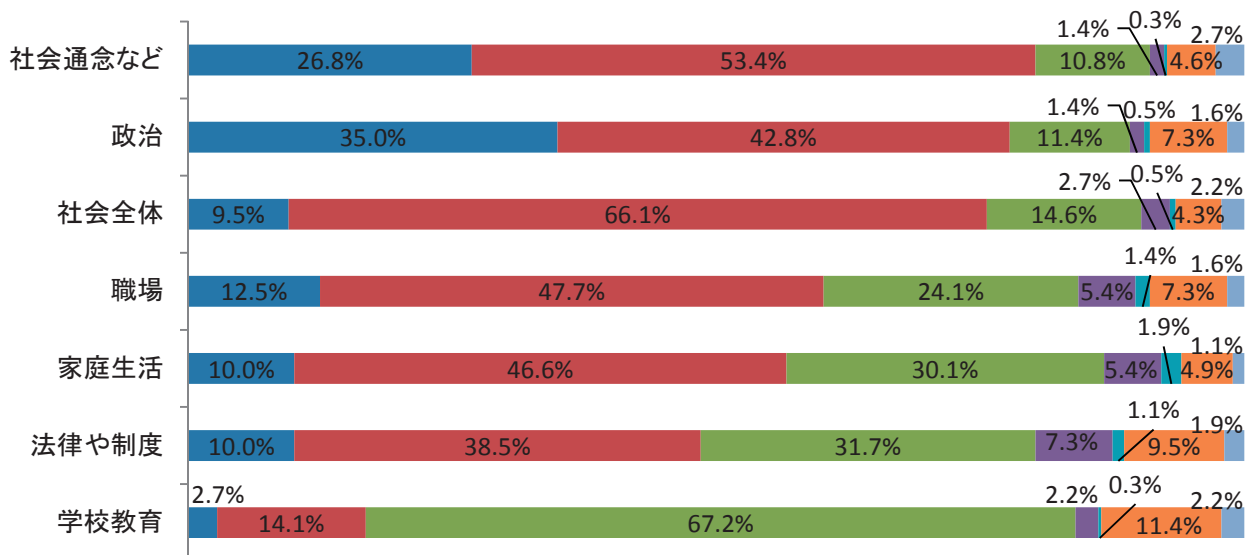
人の意識や価値観は、家庭、職場、学校、地域社会等の中で形成されるものであり、人間尊重を基本とする考えを持った個人を育むためには、生涯にわたるそれぞれのライフステージ^(※4)で、自立と平等を目指した教育、学習が不可欠です。

これまでも、子どもの意識形成にあたって重要な役割を担っている家庭での親の意識や態度、また学校運営や授業のあり方が、男女平等意識に大きな影響を与えることを再認識し、男女共同参画の視点での一貫した生涯学習を実践することが重要と考え、様々な取り組みを実施してきました。

しかしながら、市民意識調査に表れているように、依然として社会の様々な分野で、男女間に不平等があると感じている人が多く、家庭や地域、学校において、引き続き、市民一人ひとりが、個人の尊重と男女平等意識を認識することに加え、次代を担う子どもたちに互いを尊重する心を育む教育が必要です。

■ 令和2年度市民意識調査「それぞれの分野で男女の地位を比べてみてどう思いますか」

- 男性の方が非常に優遇されている ■ どちらかといえば男性が優遇されている ■ 平等になっている
- どちらかといえば女性が優遇されている ■ 女性の方が非常に優遇されている ■ わからない
- 無回答



※回答比率は、百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%にならない場合があります。

● 施策の方向

(1) 家庭・地域における男女平等教育、学習の推進

毎日の生活の中で、親の価値観や期待が子どもの意識に与える影響は大きなものがあります。男女が互いの人格を尊重し合い、相手の立場をよく理解し、助け合いのできる人間形成を図るため、子どもを持つ親や青少年等の学習機会を充実します。

また、父親をはじめとした男性の積極的な関わりについても考慮した取り組みを推進します。

◆ 実施事業

- ・ 男女共同参画の視点を盛り込んだ学習機会の提供や内容の充実
- ・ 男女の多様化、高度化した学習需要への対応

(2) 男女平等の視点に立った学校教育の推進

性別に偏りのない男女平等な社会づくりのために、学校教育の果たす役割は非常に重要です。学校教育における必要のない男女の区別をなくし、性別にとらわれず、子どもの個性や能力、適性などを大切にされた指導が行われるよう児童生徒の発達段階に応じた男女の相互理解の指導など、男女平等の視点に立った教育の充実に努めます。また、男女共同参画を視点とした教職員、保護者や地域住民との連携による学校教育の推進に努めます。

◆ 実施事業

- ・ 男女平等の意識を育てる教育（保育）の推進
- ・ 男女の人格を尊重した性に関する教育の充実
- ・ 男女平等意識に基づいた進路指導、生徒指導の推進
- ・ 保護者への啓発

(※4) ライフステージ

人間の人生における幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階

(3) 多様な学習機会の充実と学習環境の整備

多様な学習ニーズに応えるため、出前講座などによる学習機会の充実と情報の提供を図ります。また、男性や働く女性、育児中の女性などの積極的な参加が図られるよう条件整備を行います。

◆実施事業

- ・ ライフステージに応じた多様な講座等の充実
- ・ 性別にとらわれない多様な生き方を可能にする生涯学習情報の提供
- ・ アンコンシャス・バイアス^(※5)（「無意識の偏見」）解消への取組
- ・ 講座開催時の託児コーナーの設置及び託児ボランティアの充実

(※5) アンコンシャス・バイアス

自分自身が気づいていないものの見方や捉え方のゆがみ・偏りをいう。その人の過去の経験や知識、価値観、信念をベースに認識や判断を自動的に行い、何気ない発言や行動として現れる。自分自身では、意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは、認識していないため、「無意識の偏見」と呼ばれる。

井原市男女共同参画のまちづくり条例

第9条（教育の責務）

学校教育、社会教育その他のあらゆる教育現場に携わる者は、男女共同参画のまちづくりに果たす教育の重要性を深く認識し、個々の教育本来の目的を実現する過程において、基本理念に配慮した教育を行うように努めなければならない。

基本目標Ⅱ

ともに輝く ～男女共同参画による豊かな地域社会づくり～

男女共同参画による豊かな地域社会を実現するためには、社会のあらゆる分野へ、男女が対等に参画し、両性の視点をバランスよく取り入れながら社会を築いていくことが大切です。

本市においては、男女とも比較的多くの人が地域活動へ参画していることがうかがわれます。しかし、重要な公的分野である政策・方針決定の場では、未だに女性の意見が十分に反映されているとは言えない状況です。

人口が減少していく中、活力のある地域社会を維持するには、様々な地域活動に男女ともに多様な年齢層の参画を進めることが必要です。PTAや地域団体などの会長等の役職は男性が多くを占めていますが、女性もリーダーとして地域活動に参画し、女性の視点や豊かな知識・経験を広く活かすなど、地域活動における男女共同参画の推進が重要です。

特に、防災・災害復興活動においては、平成30年7月豪雨等の教訓により、平時の備えから復興までの各段階において、男女共同参画の視点を取り入れる必要があります。

また、国際化が進む中、市内在住の外国人も増加傾向にあります。ともに国際社会の一員として、その責任と役割を果たすには、異文化を尊重し相互理解を深めることが大切です。

女性問題の解決は国際的に共通の課題であるとの視点に立って、国際交流の推進を図るとともに、世界の女性の地位向上に貢献するため、国際協力に向けた積極的な取り組みを進めます。

井原市男女共同参画のまちづくり条例

第3条第3号（基本理念）

男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に関し共同して参画する機会が確保される社会であること。

第3条第6号（基本理念）

男女が、国際社会における男女共同参画の取組と協調し、連携を深め合う社会であること。

第6条第4項（市の責務）

市は、市の設置に係る合議制の機関（選挙により選出される委員で構成されるものを除く。）において、男女のいずれか一方の委員の数が、委員総数の10分の4未満にならないように努めるものとする。

取組1 まちづくりへの男女共同参画

まちづくりは、行政だけでなく、市民との協働により推進されています。

協働のまちづくりのひとつとして、市民の声を市政へ反映させるために様々な審議会等が設置されています。

本市では、条例で「公募により、男女平等な参画の機会を提供するとともに、男女のいずれか一方の委員の数が、委員総数の10分の4未満にならないように努める」と規定されています。

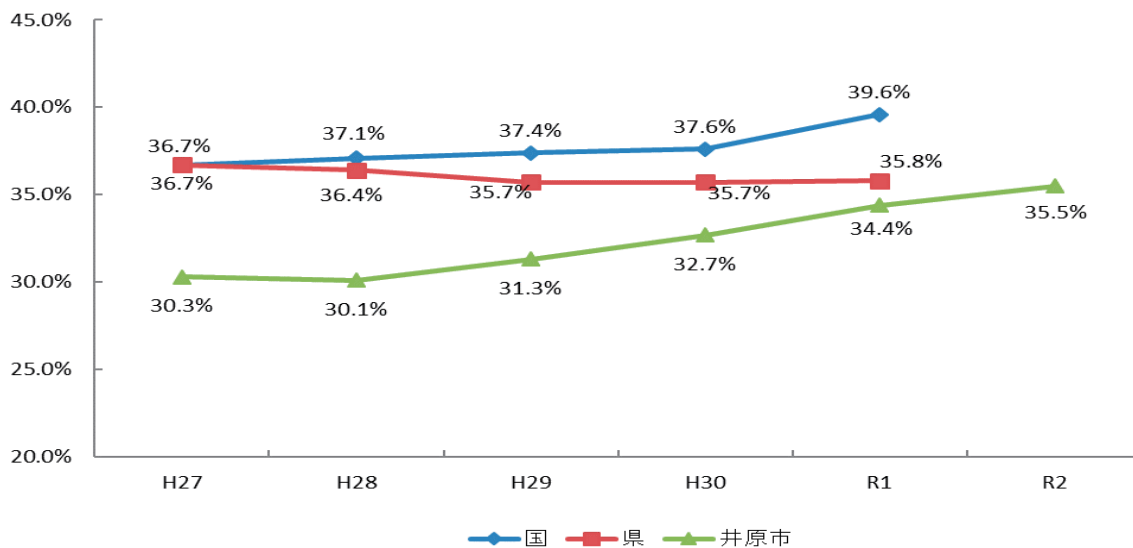
令和2年4月現在、本市における審議会等に占める女性委員の割合は、35.5%となっており、上昇傾向であります。引き続き、目標である40.0%達成に向けて推進します。

市の施策は、市民一人ひとりの生活に大きな影響を与えることから、市の政策や方針決定の場への女性の参画を拡充し、男女の意見が十分に反映されることが必要です。

また、まちづくりのために重要な地域のコミュニティ活動や市民活動などについても、男女の参画により推進していくことが必要です。

まちづくりの様々な場面で、女性の力が発揮されるよう女性のエンパワーメント^(※6)を促進します。

■ 審議会等における女性の割合（国・県との比較）



(※6) 女性のエンパワーメント

「力をつける」という意味で、経済的に自立する力、政治や経営に参加する力、国際社会で活躍する力など様々な場面で女性が判断力や行動力を培い、蓄えることをいう。政策決定や意思決定の面で十分に力を出せない状態にあった女性一人ひとりが、潜在的に持っている自分の力を自覚し、それを伸ばすことにより、様々な分野で力を発揮していくこと。

● 施策の方向

(1) 政策や方針決定過程への女性の参画促進

市の審議会をはじめ、政策・方針決定の場へ女性の意見を反映させるため、審議会や行政委員会などへの積極的な女性の登用を図ります。

◆ 実施事業

- ・ 審議会等における女性の参画推進
- ・ 審議会委員等の公募制の実施

(2) 地域活動への男女共同参画

豊かな地域社会をつくるためには、男女が対等に地域活動へ参加することが不可欠です。男女がともに参画することにより、活力に満ちた地域社会の創造を目指します。

◆ 実施事業

- ・ 男性も女性も積極的に参加できる環境づくり
- ・ 地域活動を担う女性の責任ある地位への登用促進
- ・ 市民活動に関する講座の開催・情報の提供

(3) 女性のエンパワーメントの促進

まちづくりへの女性の参画を進めるためには、女性自身が性別による固定的な決めつけにとられることなく、自らの意見を反映させることができるよう自己啓発に努め、能力を高める必要があります。

そのため、各種研修会、講座等を開催すると共に、女性の人材や女性団体に関する情報の収集・提供を行います。

◆ 実施事業

- ・ 女性の人材や女性団体の情報収集・提供及び女性のエンパワーメントを養成する講座の開催
- ・ 女性団体・男女共同参画の活動を行う団体への活動支援
- ・ 「女性のチャレンジ支援^(※7)策」の推進
- ・ 行政についての研修機会の充実

(4) 防災・災害復興活動における男女共同参画の推進

性別などによるプライバシーの配慮やニーズの違い、被災・復興状況における諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた支援体制を確保します。

◆実施事業

- ・ 防災活動への女性の参画促進
- ・ 女性等の視点や知識を活かした避難所の運営
- ・ 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備と防災意識の普及・啓発
- ・ 消防団における女性の参画促進

(5) 国際交流・国際貢献の推進

地域の国際化が急速に進展する中、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認めながら共に生きていく多文化共生社会を目指します。

また、国際交流協会や市民との協働により、国際理解のための教育・啓発事業の推進に努めます。

◆実施事業

- ・ 国際理解のための教育・啓発事業の促進
- ・ ボランティアとの連携による国際交流や国際協力活動の促進

(※7) 女性のチャレンジ支援

様々な分野において、女性が政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指す「上へのチャレンジ」、従来女性が少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横へのチャレンジ」、子育てや介護等といった中断した女性の「再チャレンジ」を推進し、女性の新しい発想や多様な能力の活用により、女性が活躍し、男性もゆとりのある生き方を目指す、暮らしの構造改革を実現することを目的としている。

基本目標Ⅲ

ともに働く ～ゆとりを持って働ける環境づくり～
【女性活躍推進計画】

働くことは、私たちの生活の経済的基盤を形成するものであるほか、働く人の自己実現や生きがいにつながるものです。実際に市民意識調査において、職業に就くことについて「自分らしく生きるためには、内職・パート・自分で起業するなど職種に限らず職業に就くことが大切である。」を選択した人が、45.5%を占めています。

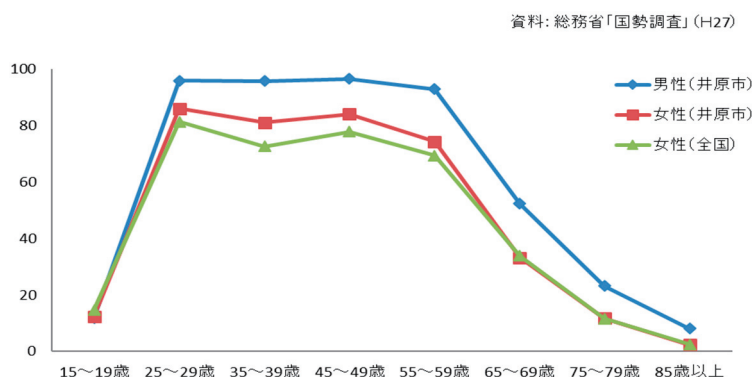
これまで「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」、「育児・介護休業法」など、法制度の整備は進んできています。平成27年9月に施行された「女性活躍推進法」においては、自らの意志によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが重要であるとして、一定規模以上の事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組み等を定めた事業主行動計画の策定を義務づけています。また、国や地方公共団体も特定事業主として行動計画の策定が義務づけられており、井原市においても平成28年4月に策定し、毎年、女性職員の活躍の推進に関する情報を公表しています。

しかしながら、働く女性を取り巻く社会の現状は必ずしも女性が働きやすい環境になく、運用面では様々な問題が指摘されています。

本市の女性の年齢階層別労働力率を見ると、すべての年代で全国よりも高く、働く女性が多いことが分かります。その一方で、「M字カーブ」の傾向は続いており、カーブが以前に比べて浅く、より「台形」に近い形状になってきているものの、依然として出産・子育て期間にあたる女性が多く離職しているのが現状です。

ライフスタイルの変化とともに、多様な就業ニーズや就業形態（パートタイム労働、派遣労働、在宅勤務など）を選択し、仕事と家庭の両立を望む人が増えてきたこともあり、働き続けるための条件整備や働きながら安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが大きな課題となっています。

■年齢（5歳階級）、男女別労働力率構成比



M字カーブ

15歳以上の女性の労働力率を年齢階級別に見た際に、25～29歳層と45～49歳層を左右の頂点とし、その間の30歳～44歳が低くなる曲線の形

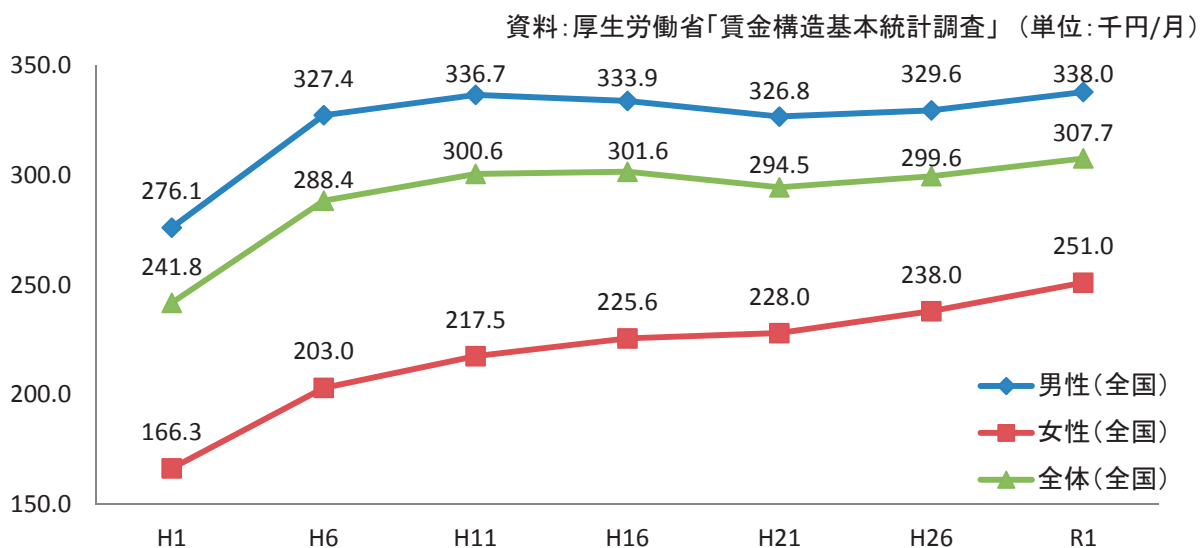
取組1 働く場における男女平等の実現

女性が能力を発揮して、いきいきと働き続けるための法制度や労働環境は、徐々に整備されつつありますが、いまだに賃金をはじめ、様々な面で事実上の男女格差が指摘されています。

市民意識調査においても、女性が職業に就くことについては、自己実現のためにも職業に就くことが大切であると肯定的な意見が多くあるにも関わらず、現在の社会は女性が働きやすい状況にあると思う人は、43.9%にとどまっている状況です。

このため、「男女雇用機会均等法」など、法制度の一層の周知徹底を図るとともに、それぞれの能力が十分に発揮され、いきいきと働ける職場環境づくりを促進することが必要です。

■ 性別賃金の推移



● 施策の方向

(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

賃金や雇用管理における男女格差を是正するため、関係機関等との連携を強化し、男女の均等な雇用機会と待遇の確保及び職場における男女共同参画の推進に向けた広報・啓発活動を充実します。

◆ 実施事業

- ・ 男女平等の職場づくりと労働条件・職域の拡大のための啓発
- ・ 労働関係法制度についての周知
- ・ 労働に関する各種講座での男女平等の啓発推進
- ・ 情報提供、相談体制の整備・充実

(2) 職場における女性の役職への登用

女性自身の職業意識の高揚はもとより、関係機関と連携して、働く女性のキャリアアップや能力育成を図り、女性が自らの力を十分生かすことができるよう事業所等への働きかけを行います。また、市職員においても女性管理職の登用を促進するとともに、性別による区別のない職務分担を行います。

◆実施事業

- ・キャリアアップ、能力育成講座の周知と参加の促進
- ・パンフレット、ホームページによる啓発の促進
- ・女性職員の職域拡大や管理的地位への登用促進

(3) 職場慣習の見直し

男女がともに働きやすい環境づくりに向けた取り組みを積極的に行うとともに、働きたい女性が仕事と出産・子育て・介護等の二者択一を迫られることなく、その能力を十分発揮できるよう不利益な職場慣習などの見直しを促進します。

◆実施事業

- ・働く女性の母性の重要性についての啓発
- ・働く男性の暮らし方・意識の変革についての啓発
- ・セクシュアル・ハラスメント^(※8)、マタニティ・ハラスメント^(※9)の防止

(※8) セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせのこと。特に職場などで男女を問わず本人が嫌がる性的な、あるいは性的な含みを持った言動を執ように表したりすること。

(※9) マタニティ・ハラスメント

働く女性に妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせをしたり、妊娠・出産を理由とした解雇や雇い止めで不利益を与えたりするなどの不当な扱いをすること。

イクメン/イクボス

イクメンとは、「育児をするメンズ」の略語。単純に育児中の男性というよりはむしろ積極的に子育てを楽しみ、自らも成長する男性のこと。

イクボスとは、男性の従業員や部下の育児参加に理解のある上司のことで、イクメンを職場で支援するために、育児休業取得を促すなど、仕事と育児を両立しやすい環境の整備に努めるリーダーのこと。

取組2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

仕事は、生活のための経済的な基盤であるほか、働く人の自己実現や生きがいにつながるものです。年齢や性別にかかわらず、一人ひとりが充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期・中高年期といった人生の様々な段階に応じて多様な生き方が選択できるワーク・ライフ・バランス^(※10)の実現が求められています。

職場においては、「育児・介護休業法」等法整備は進んでいるものの、現実には休業が取得されにくく、また、取得者のほとんどが女性とされています。

一方、男性も仕事中心の働き方を余儀なくされ、家庭や地域の活動をなかなか行えない状況も見られます。

こうした中で、男女がともに職業生活と家庭・地域生活を両立できるように、職場・家庭・地域それぞれにおける意識の改革を進めるとともに、育児・介護休業制度の利用促進や、多様な保育ニーズに対応できる子育て支援のための体制を充実します。

● 施策の方向

(1) 職業生活と家庭・地域生活の両立支援

男女がともに職業生活と家庭(家事・育児・介護)・地域生活が両立可能な社会づくりの推進を図ります。

◆ 実施事業

- ・ 家庭生活における男女共同参画の推進
- ・ 育児休業・介護休業(介護休暇)制度の普及

(※10) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりが、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

(2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実

男女がともに働きながら、家庭を担うためには、多様なニーズに対応した保育施策の充実が求められます。また、地域での支援体制など、社会全体で支えていくシステムの整備に努めます。

◆ 実施事業

- ・ 保育サービス・放課後児童クラブ(学童保育)の充実
- ・ ファミリーサポート事業^(※11)の推進
- ・ 地域の子育て環境整備と支援体制の充実

(※11)ファミリーサポート事業

急な仕事の都合や子どもの病気など、家庭や既存の保育施設では応じきれない変動的、変則的な保育ニーズに対応するため、育児を応援して欲しい人（依頼会員）と応援したい人（提供会員）が育児の相互援助を行うシステム。

(3) 社会的気運の醸成

男性の育児休業取得率が伸び悩む中、積極的に育児をする男性を応援するなど男性の仕事と育児の両立に関する意識啓発を行うことにより、男性の家事・育児・介護への参画の推進を図ります。

◆実施事業

- ・男性の育児休業取得の促進
- ・男性の家事・育児・介護への参画の推進

井原市男女共同参画のまちづくり条例

第3条第4号（基本理念）

男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合い、男女共同参画社会を共に担うことができる社会であること。

取組3 多様な生き方を可能にする条件整備

価値観やライフスタイルが多様化し、働き方に対する考え方も変化してきており、パートタイム労働や派遣労働、在宅勤務など働き方が多様になっているとともに、こうした労働者の数も増加傾向にあります。

このような働き方は、自分のライフスタイルに合わせて就業形態を選択でき、家庭と職業を両立しやすいというメリットがある一方、必ずしも安定しておらず、労働条件が十分確保されていないなど、雇用管理に問題がある場合があります。

また、自営業等においては、生産や経営の担い手として重要な役割を担っているにもかかわらず、経営における方針決定は、男性中心に行われることが多く女性の果たす役割が十分評価されているとは言えません。

こうした多様な就業形態で働く女性の自立と地位の向上を図るためには、労働状況の実態を把握するとともに、雇用管理の改善に対する啓発、あるいは適性に応じた男女平等な能力開発の機会などの確保に努め、女性が働き続けられる環境の整備と支援する体制づくりが必要です。

● 施策の方向

(1) 多様な就業形態の条件整備

パートタイム労働など不安定な就業形態を選択している労働者の実態を把握し、労働条件の改善や雇用の安定のため、労働者や雇用主に対して啓発を図ります。

◆ 実施事業

- ・ 法制度の周知と労働条件の向上のための意識啓発
- ・ 女性の労働に関する調査・研究
- ・ 情報提供、相談体制の整備

(2) 女性の職業能力の開発及び能力発揮の支援

女性の就業や就業の継続を支援するため、関係機関と連携し、再就職や起業に関する情報提供や学習機会などの充実を図ります。

◆実施事業

- ・ 各種職業能力の向上、開発のための講座の充実
 - ・ 再就職に向けた制度の普及と講座の充実
 - ・ 女性起業家に対する情報の提供等育成支援
-

(3) 自営業等に従事する女性の労働条件の向上

自営業等に従事する女性の労働が適切に評価されるよう、労働環境整備の促進に努めます。また、女性が自らの意思により経営方針決定の場に参画できるよう技術・能力の向上に対する支援をします。

◆実施事業

- ・ 経営参画に見合った労働報酬の確保に向けた啓発
 - ・ 専門知識の修得と能力開発などの活動への支援
 - ・ 女性の経営への主体的な参画の促進
-

基本目標Ⅳ

ともに生きる ～健康で安らぎのある生活の基盤づくり～

健康で安らぎのある生活を送るには、女性も男性もそれぞれの身体特性を十分理解し、健康の保持・増進のために生涯を通じての健康対策が必要となってきます。

とりわけ、女性の健康というと、子どもを産み育てるという面から大きな関心が向けられてきましたが、妊娠・出産にかかわる女性の心身については男女がともに理解を深め、対等な関係のもとに、性と生殖に関する互いの意思を尊重することが大切です。

また、子どもを産み育てることの重要性を社会全体で認識し、支えていかなければなりません。女性の生涯にわたる健康づくりとともに、母性保護を充実させ、子どもを産み育てる環境を整備することが必要です。

その一方で、急速な高齢化により要介護者が増加し、家族、特に女性への負担が一段と増大しています。こうした状況を改善するためにも、介護保険制度をはじめとする様々な社会的支援体制を充実させることが必要です。

高齢者や障害者が、その意欲や能力を発揮しながら就業や地域活動等のあらゆる分野へ参画できる環境づくりや、ひとり親家庭に対する子育て支援及び自立して生活する上での支援も重要です。

さらに、男女がともにやすらぎのある生活を送る上で、暴力の根絶は大変重要なことです。特に、男女の固定的役割分担や経済的格差、上下関係などに起因し、被害が潜在化しがちな「配偶者等からの暴力」は人権を踏みにじる行為であり、その根絶に向け、早急に対応しなければならない大きな問題となっています。

井原市男女共同参画のまちづくり条例

第3条第5号（基本理念）

男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産等に関してその意思が尊重されるとともに、生涯を通じた心身の健康が配慮される社会であること。

取組1 生涯を通じた女性の健康支援

男女共同参画の形成にあたっては、男女がお互いの性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持つことが大切であり、生涯を通じた健康の維持が不可欠です。特に女性は、妊娠や出産の可能性があるなど、男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。

これまで、女性の健康については、妊娠・出産・子育てをする母親としての時期に重点が置かれてきましたが、生涯にわたっての健康管理については、まだ十分とは言えない状況にあります。

これからは女性の妊娠から出産、子育て期間を通じて切れ目のない母子保健対策の充実に加え、すべてのライフステージを通じて、女性自身が自ら健康の保持・増進に意識的に取り組み、自己決定できるような施策の推進が求められます。

こうした概念に関して、広く市民への普及啓発に努めるとともに、女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な施策の推進を図ります。

● 施策の方向

(1) 女性の健康と母子保健の充実

母性の重要性を社会の共通の認識とし、母子保健対策の充実を図ります。

また、すべての女性が生涯にわたる健康の保持に取り組み、妊娠、出産等、自分の身体についての自己決定ができるような社会気運の醸成を図ります。

◆ 実施事業

- ・ 性や妊娠、出産に関する健康についての情報提供（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^(※12)の概念の啓発）
- ・ 妊娠から出産、子育て期間を通じた切れ目のない母子保健サービスの提供
- ・ 生命の尊重や性に関する学習機会の充実

(※12) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

国連国際人口会議（1994年・カイロ）で論議されたもので、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方で、リプロダクティブ・ライツは、それをすべての人々の基本的人権として位置づける概念。女性が身体的、精神的、社会的に良好な状態により安全な性生活を営み、子どもをいつ何人産むか、または産まないかなどを、当事者である女性に幅広い自己決定権を認めようとする考え方で、妊娠、出産、中絶に関わる女性の生命の安全や健康を重視したもの。

(2) ライフステージに応じた健康づくりの推進

高齢社会を迎え、生涯を心身ともに健康でいきいきと暮らすためには、一人ひとりのライフサイクルに合った心と身体の健康管理が基盤となります。

一人ひとりのライフステージに応じた、健康や体力づくりの啓発と事業の推進に努めます。

◆実施事業

- ・健康教育の充実
 - ・ライフステージに応じた健康診査の推進
 - ・スポーツ・レクリエーション活動の促進
-

取組2 女性の自立を支援する福祉の充実

本市の高齢化率は、令和元年10月現在で見ると36.4%^(注1)と全国平均の28.4%^(注2)、岡山県の30.3%^(注2)を大きく上回って、急速に高齢化が進んでいます。

こうした高齢社会の中で、地域包括ケアシステムの構築や介護保険制度による適切なサービスの実施など基盤整備や体制づくりに努め、従来から家族介護、特に女性に重い責任が課されていた高齢者介護問題を、地域や社会全体で支えていくことが必要です。

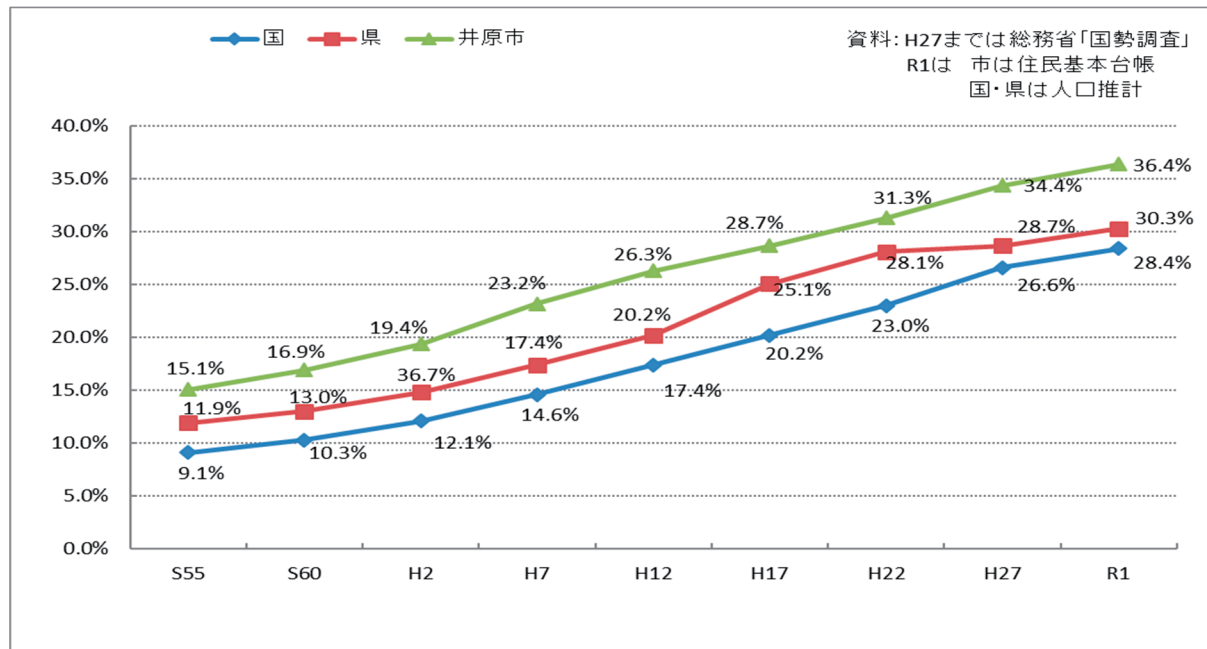
加えて、住み慣れた地域社会の中で、高齢者や障害者などが生きがいをもって、自立した暮らしができるような環境整備と社会全体で支え合う体制づくりが求められています。

また、子育て世帯やひとり親家庭などについても、健康で安定した生活を営むことができるための支援を行います。

注1) 市の数値は住民基本台帳による

注2) 国・県の数値は「人口推計」(総務省統計局)による

■ 高齢化率の推移



● 施策の方向

(1) 高齢者や障害者の生活の安定と生きがいづくり

だれもが社会の構成員として、生きがいのある生活を送りたいと願っています。高齢者や障害者が、その能力や経験を社会に生かしていくための施策の充実と暮らしの安定を支援します。

◆実施事業

- ・ 公的年金や医療保険・介護保険等の情報提供と相談体制の充実
- ・ 学習や文化活動の場の拡充
- ・ シルバー人材センターの充実による就労対策支援の促進
- ・ 健康づくり、スポーツ・レクリエーションの場の確保
- ・ 老人クラブなど社会活動への参加促進

(2) 高齢者や障害者の介護支援体制の充実

日常の介護にあたる家族の介護負担を軽減するため、介護保険制度や障害福祉制度によるサービスの充実・支援を行うとともに、男性の介護等の講座や福祉サービスに携わる人材の養成や確保など社会全体で支え合う体制を整備します。

◆実施事業

- ・ 介護予防に関する情報提供、講座等の実施
- ・ 高齢者福祉サービスの充実
- ・ 障害者福祉サービスの充実

(3) 子育て世帯への支援施策の充実

子育てに関する不安や負担感を解消し、安心して子どもを育てることのできる環境を整え、きめ細かな子育て支援策を推進します。

◆実施事業

- ・ 子育て支援施策に関する情報提供
- ・ 子育て相談体制の充実
- ・ 保育料の負担軽減
- ・ 医療費、教育費の負担軽減
- ・ 育児支援学習会や講座等の開催・充実

(4) ひとり親家庭などの安定と自立支援

経済的、精神的にも負担の大きいひとり親家庭などの自立に向けた施策を充実させ、生活基盤の安定を図るよう支援します。

◆実施事業

- ・ 生活の安定と自立促進のための支援
- ・ 各種制度の利用促進と情報提供
- ・ 相談体制の充実

取組3 配偶者等からの暴力の根絶

配偶者・パートナーからの暴力（DV＝ドメスティック・バイオレンス^(※13)）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、被害者のみならず、擁護する子ども等にも心理的な外傷を与えるなど、その対象が性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。

また、子どもや高齢者などの弱者へ暴力の矛先が向けられたり、デートDV^(※14)など加害者に罪の意識が薄いという傾向があるなど、DVは外部から発見しづらく、その被害が深刻化・潜在化しやすいという特徴があります。

このため、本市でも、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づき、市民に最も身近な行政機関として、DV施策に関する計画を策定し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護や自立支援のための施策を総合的に実施していきます。

● 施策の方向

（1）暴力の根絶のための基盤づくり

配偶者や恋人など親密な関係にあるパートナーからの暴力、職場や学校など様々な場でのセクシュアル・ハラスメント、つきまとい行為（ストーカー）などは、決して許されるものではありません。こうした暴力の発生を防ぎ、暴力を容認しない社会風土の醸成が重要です。

◆ 実施事業

- ・ 配偶者等からの暴力防止の啓発・関係法律等の情報提供
- ・ セクシュアル・ハラスメント等の防止
- ・ 若年層へのデートDV等の予防啓発

(※13) DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者、パートナーからの暴力のこと。配偶者・子ども・高齢者・障害者などの家庭内弱者への身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的暴力などを指す。

(※14) デートDV

交際相手から受ける暴力のことで、親密な相手を思い通りに支配するために、身体、言葉、態度など複合的に使われるあらゆる暴力をいう。

(2) 被害者への相談・救済・支援体制の充実

「井原市DV防止及び被害者支援計画」に沿って、暴力を受けている被害者からの様々な相談に対応できるよう、相談・救済・支援体制の充実を図ります。

◆実施事業

- ・相談窓口の充実
 - ・関係機関との連携による被害者支援及び救済体制の充実
 - ・被害者保護のための住民票の閲覧や写しの交付の制限
-

1 推進体制の充実

(1) 庁内推進体制の充実

「井原市男女共同参画推進本部」において、総合的かつ効果的な施策の推進を図ります。

(2) 井原市男女共同参画推進審議会の開催

「井原市男女共同参画推進審議会」では、市の男女共同参画の推進に関する重要事項について審議するほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項についての提言などを行います。

市では、審議会からの意見や提言を受け、施策のより効果的な推進に努めます。

(3) 井原市男女共同参画まちづくり推進員の活動促進

市内各地区に配置している「井原市男女共同参画まちづくり推進員」との連携を図り、地域における男女共同参画を推進します。

2 他機関との連携

(1) 市民団体等及び関係機関との連携強化

井原市男女共同参画ネットワークをはじめ、各種市民団体及び関係機関との相互の連携・協力を進め、情報交換等を緊密に行い、協働で事業を実施するなど幅広い取り組みを展開します。

井原市DV防止
及び
被害者支援計画

近年、配偶者等に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）の問題が深刻化しています。市民意識調査で「暴力を受けたことがある」と答えた人のうち、男性が22.9%、女性が77.1%でした。男性にも女性にも被害を受けている人はいますが、その多くが女性です。この背景には、依然として根強く残る男女の平等なパートナー意識の欠如や、女性の経済的自立の困難さなどがあると言われており、私たちの身近に起こりうる問題として考えていく必要があります。

このような社会的性差（ジェンダー）に起因する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるだけでなく、個人の尊厳を害し、男女共同参画社会の実現への妨げとなっています。

このため、国においては、平成13年4月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、国の基本方針の策定等を内容とする平成16年、平成19年の法改正を経て、平成25年には生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についてもこの法律が適用されることとなり、法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」と改められ、平成26年1月に施行されました。

また、令和元年6月、児童虐待防止対策及び配偶者等からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、被害者の保護にあたり、相互に連携・協力を図るべき機関として、児童相談所を明記する等の改正が行われました。

こうした法整備のもと、DVの防止と被害者の支援に向けて様々な取り組みが行われるようになるとともに、DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとの認識が広がりつつあります。

しかし、DVは、外部からの発見が困難な家庭内で発生する機会が多いため、公的機関への相談や届に抵抗を感じる事が多く、表面化しにくいという傾向があります。また、子どもや高齢者などの弱者へ暴力の矛先が向けられたり、デートDVなど加害者に罪の意識が薄いという傾向があるなど、DV被害は複雑化、深刻化してきています。

今後、本市においては、人権が尊重され明るく住みよいまちづくりを実現するため、家庭、職場、学校、地域などあらゆる場面において啓発を図るなどDV防止対策に取り組むことはもちろん、相談体制の充実に努めるほか、被害者に対する支援を図っていく必要があります。

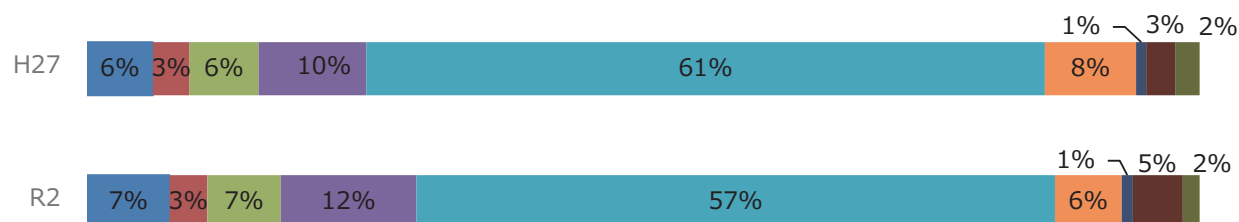
1. 井原市の現状及び取組

本市において、市の相談窓口での相談件数は、平成30年度が1件、令和元年度は0件となっていますが、井原警察署における相談件数をみると、過去5年間の平均相談件数は年間20件程度あり、そのうち数件は刑事事件として取り上げられています。

また、男女共同参画に関する市民意識調査では、「暴力を受けたことがある」「暴力をふるったことがある」と回答した人が10%、「身近に暴力を受けた者がいる」「身近に当事者はいないが、暴力についてのうわさを耳にしたことがある」と回答した人が19%あり、いずれも前回（平成27年度市民意識調査）より増加傾向にあります。また、「暴力を受けたことがある」と答えた人の内、44%が家族や知人に、23%が市の相談窓口、民間の相談機関や医師・カウンセラーなどに相談しておりますが、25%の人はだれにも相談できない状況であったことから、市内にもDVが潜在化している様子がうかがえます。

本市では、相談員を配置し、DV相談に対応してきており、今後とも更なる相談体制の充実を図る必要があります。

■平成27年度・令和2年度市民意識調査「DVについて」



- 1 暴力を受けたことがある
- 2 暴力をふるったことがある
- 3 身近に暴力を受けた当事者がいる
- 4 身近に当事者はいないが、暴力についてのうわさを耳にしたことがある
- 5 暴力がテレビや新聞などで問題になっていることは知っている
- 6 暴力について見聞きしたことはない
- 7 その他
- 8 全然知らない
- 9 無回答

2. 策定の趣旨

DVは、個人の尊厳や人権を著しく侵害する重大な問題であり、決して許されることではありません。

DVが重大な人権問題であることを多くの人に知ってもらい、未然に防ぐことはもちろんですが、被害にあった場合にはその被害者を早期に発見し、適切な救済措置を講じることが重要です。

そこで、被害者が相談しやすい体制づくりを行うとともに、被害者の救済や自立を支援するための環境づくりなどの施策を総合的に展開していくため、この計画を策定するものです。

3. 計画の位置付け及び見直し

この計画は、「DV防止法」第2条の3第3項の規定に基づくもので、「井原市男女共同参画のまちづくり条例」第5条第3号に掲げるDVをはじめとする男女間におけるすべての暴力を根絶し、「井原市第7次総合計画」に定める男女が性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、本市のDV防止及び被害者の自立支援のための施策を総合的に推進するための計画とします。

今回、令和元年6月に「DV防止法」の改正があったことを踏まえ、令和2年度「第4次いばら男女共同参画プラン」の策定に併せ、見直しを行っています。

4. 計画の体系

基本目標	重点目標	推進する施策
I 発生の防止及び抑制に向けた取組の推進	1 人権教育・啓発の推進	○人権教育の推進 ○多様な機会をとらえた意識啓発
	2 DVに関する理解促進	○男女共同参画ネットワーク等の組織を活用した普及啓発
II 被害者等救済体制の充実	3 相談体制の充実	○相談窓口の充実 ○相談員の資質の向上
	4 発見・通報に関する体制の整備	○医療機関等への協力依頼 ○子ども及び高齢者相談窓口等との協力体制づくり ○民生委員・児童委員等への働きかけ ○広域的なネットワークによる支援体制づくり
	5 被害者等の安全な保護・支援体制の整備	○緊急時の安全確保 ○同伴家族等への支援 ○外国人・障害者への配慮
III 被害者の自立を支援する環境整備	6 住居の確保に向けた支援	○公営住宅等の優先・優遇措置
	7 経済的自立に向けた支援	○被害者への就業支援 ○企業等に対する働きかけ ○各種保健福祉支援制度の情報提供
	8 被害者等に関する個人情報保護	○住民基本台帳事務における支援措置 ○教育機関・保育所への周知
	9 関係機関との連携強化	○岡山県DV対策会議等への参加 ○安全確保、自立支援に係る関係機関との連携

基本目標 I

発生の防止及び抑制に向けた取組の推進

【重点目標 1】 人権教育・啓発の推進

(現状と課題)

本市においては、人権を大切にするとともに、暴力を否定する意識の醸成を図るため、人権啓発井原市実行委員会・井原市人権教育推進委員会を主体として、学校や地域における人権教育・啓発に取り組んできました。また、男女共同参画ネットワークや男女共同参画のまちづくり推進員を中心に、男女が互いに相手の人格を尊重する男女共同参画意識を醸成するための啓発活動に取り組んでいます。

しかし、DV被害は潜在化しやすく、市民生活の奥深くに様々な形で存在しているものと考えられます。また、女性や高齢者、障害者などの弱者が対象となることが多く、重大な人権侵害です。

今後、DVを根絶するためには、家庭や地域社会、学校など様々な機会をとらえて、命の大切さや人を思いやる心、暴力を否定する意識を養う教育・啓発を行っていく必要があります。

《推進する施策》

●人権教育の推進

今後も、男女がお互いの人格を尊重する意識を養うため、学校における人権教育や地域社会、事業所など様々な機会において、人権の尊重や男女共同に対する意識が醸成される人権教育の推進を図ります。

また、近年交際相手によるDV被害、いわゆるデートDV^(※1)が問題となっており、学校や若者を中心に、パンフレット等でデートDVが人権を侵害する行為であることを周知します。

●多様な機会をとらえた意識啓発

市内公共施設に、DVに関するパンフレットやリーフレット等を設置して、広く市民への周知を図ることにより人権啓発に努めます。また、市の人権啓発強調月間を中心に広報誌への掲載や、ケーブルテレビでのスポット放送、ホームページへの掲載など機会あるごとに人権尊重意識の啓発に努めます。

(※1)デートDV

交際相手から受ける暴力のことで、親密な相手を思い通りに支配するために、身体、言葉、態度など複合的に使われるあらゆる暴力をいう。

【重点目標2】 DVに関する理解促進

(現状と課題)

本市では、これまで市と男女共同参画ネットワーク等と共同で行う「男女共同参画フォーラム」や、市が行う「男女共同参画セミナー」のテーマでDVを取り上げ、理解促進を図ってきました。

しかし、DVは、自分が被害者だと気付いていない場合が多いことから、DV被害には身体的暴力だけでなく精神的、性的、経済的、社会的な内容も含まれていることを広く周知し、一人で悩まないで相談窓口にご相談するよう啓発することが必要です。

《推進する施策》

●男女共同参画ネットワーク等の組織を活用した普及啓発

「男女共同参画フォーラム」や「男女共同参画セミナー」でDVをテーマとした講演等を行うとともに、男女共同参画ネットワークの組織を活かし、市の行事等でパンフレットを配布するなどDV防止に関する普及啓発に努めます。

また、身近な人が被害者となった場合に、DVの潜在化や被害の深刻化を防ぎ、二次的被害を未然に防ぐことができるようDVへの理解促進に努めます。

基本目標Ⅱ

被害者等救済体制の充実

【重点目標3】 相談体制の充実

(現状と課題)

本市では、DVに関する相談窓口を設け、様々なケースの相談に対応しています。しかし、DV被害を受けていてもどこに相談していいのかわからない場合もあるため、DV被害への理解と合わせ、相談窓口のPRにも積極的に努める必要があります。

また、トラブルが深刻化した被害者にとって、心の支えとなる相談員自身の資質を高めることも不可欠です。

《推進する施策》

●相談窓口の充実

市の相談窓口では、様々なDV被害者の相談に応じています。特に深刻な事例に対しては、県が設置する「一時保護施設^(※2)」への入所や、保護命令^(※3)の申し立て等の法的手続きの助言、また暴力がある場合には警察と連携しての安全確保対策などの支援を積極的に行うとともに、被害者が自立するために必要な住居や就業情報を収集し提供するなど相談窓口の充実に努めます。

また、DV被害者が相談しやすいよう広報誌やホームページ、ケーブルテレビ等を活用して、市の相談窓口や県の相談機関のPRに努めます。

●相談員の資質の向上

近年、DV問題は複雑・深刻化してきており、また、相談者も障害者や外国人など広範囲になってきています。これらの相談に対応するためには、幅広い知識や技術を持った相談員の育成が不可欠です。

このため、内部研修をはじめ、県や関係機関が行う研修等に積極的に参加させるなど相談員の資質の向上に努めます。

(※2)一時保護施設

配偶者等からの暴力を避けるために家を出たいと思っても、その配偶者等に知られずに身を寄せる場所がない場合に、被害者を一時的に保護する施設のこと。施設には居室のほかに食堂、浴室等があり、指導員や看護師、調理員などの職員が配置されている。衣食その他日常生活に必要なものを給付されるほか、相談対応や自立サポートも行われる。

(※3)保護命令

配偶者等による暴力から被害者を保護するため、被害者からの書面による申し立てを受けた地方裁判所が、配偶者からの暴力により、被害者の生命または身体に重大な危害を受ける恐れが大きいと認めた時、その配偶者に対して保護命令を発令するもので、次の5種類がある。

- ①被害者への接近禁止命令
- ②被害者への電話等禁止命令
- ③被害者の子への接近禁止命令
- ④被害者の親族等への接近禁止命令
- ⑤住居からの退去命令

DV 相談窓口

内閣府 DV相談ナビ	はれれば Tel : #8008	
DV相談+(プラス) 24時間電話相談		つなく はやく Tel : 0120-279-889
配偶者暴力相談支援センター		
○岡山県女性相談所	Tel : 086-235-6060	DV夜間電話相談 Tel : 086-235-6101
○岡山県男女共同参画推進センター(ウィズセンター)		Tel : 086-235-3310
○岡山市男女共同参画相談支援センター 相談ほっとライン		Tel : 086-803-3366
○倉敷市男女共同参画推進センター(ウィズアップくらしき)		Tel : 086-435-5670
井原市健康福祉部子育て支援課		Tel : 0866-62-9517

【重点目標4】 発見・通報に関する体制の整備

(現状と課題)

DVは、多くの場合家庭内で発生すること、また被害者も家庭内のこととして表に出したがいことなどで、外部から発見しにくく被害も潜在化しやすいことから、健康・医療・福祉関係機関や、学校、地域で活動している人たちとの連携により、DVを早期に発見するための協力体制を整える必要があります。

《推進する施策》

● 医療機関等への協力依頼

DV被害は、暴力により治療を受けた医療機関で発見される場合が多いことから、市内の医療機関へDV防止のための情報提供を行うほか、DVを発見した場合や疑わしい場合は、市の相談窓口を紹介するなど被害者を早期に発見するための働きかけを行います。

● 子ども及び高齢者相談窓口等との協力体制づくり

青少年育成センターや井原市社会福祉協議会、介護サービス事業者連絡協議会など子どもや高齢者に接する機関や団体に対し、DV防止のための研修等を行うほか、DVを発見した場合や疑わしい場合は、市の相談窓口を紹介するなど被害者を早期に発見するための協力を要請します。

● 民生委員・児童委員等への働きかけ

民生委員・児童委員等は地域の事情に精通していることから、民生委員児童委員協議会に対し、DV防止のための研修等を行うほか、DVを発見した場合や疑わしい場合は、市の相談窓口を紹介するなど被害者を早期に発見するための協力を依頼します。

● 広域的なネットワークによる支援体制づくり

近隣のDV被害者保護支援関係機関へもDVの早期発見への協力を働きかけるとともに、当該機関の連絡会議等へも積極的に出席して関係者相互の情報交換を行い、DVの現状の把握や適切な支援対策の向上に努めます。

【重点目標5】 被害者等の安全な保護・支援体制の整備

(現状と課題)

DV被害者が、加害者からの暴力等で命の危険にさらされているようなケースでは、県の一時保護施設で保護を受けるまでの間、被害者の安全を確保することが重要です。

このような場合、まず警察と連携して身体の安全を確保していますが、被害者が緊急的に安全に避難できる体制や設備が必要です。

また、DV被害には、子どもや高齢者などが巻き込まれていたり、近年増加している外国人が被害者となったりする場合もあるなど、様々なケースを想定した保護・支援体制の整備が求められています。

《推進する施策》

● 緊急時の安全確保

県が設置する一時保護施設で一時保護が行われるまでの間、緊急の場合には、警察と連携をとりながら身体の安全を確保するとともに、安全な一時避難場所の確保を図ります。また、必要に応じて、一時保護施設までの同行支援を行います。

● 同伴家族等への支援

DV被害者が子どもや高齢者を同伴している場合があり、それぞれのケースに応じた対応が求められます。そして、子どもに与える心理的影響が大きいため、児童相談所等関係機関と連携しながら、子どもへの心理的負担が軽減されるよう必要な支援を行います。また、教育機関や保育機関に対して、DVを目の当たりにしたり、虐待を受けたりした子どもの置かれた状況について、研修会等で理解を求めるとともに、転校措置や加害者への対応等について協力を求めます。

また、介護が必要な高齢者の場合、必要に応じて福祉・介護関係施設等と連携を図り、適切な支援に努めます。

● 外国人・障害者への配慮

外国人や障害者から相談があった場合、庁内において外国語、点字・手話などで通訳できる職員に協力を依頼するほか、国際交流ボランティアを活用するなど、外国人や障害者などが相談しやすい相談体制の整備に努めます。

また、DVに関する相談ができる窓口のPR等、外国語や点字による情報提供を行うよう努めます。

基本目標Ⅲ

被害者の自立を支援する環境整備

【重点目標6】 住居の確保に向けた支援

(現状と課題)

DV被害者の自立を支援するためには、生活の基盤となる住居の確保を図ることが重要です。しかしながら、被害者が加害者から身を隠し自立しようとしても、経済的事情や適当な保証人がいないなどの理由により、住居の確保が困難な場合もあります。

そのため、本市では市営住宅の入居を希望する場合に、優遇措置を設け自立を支援することとしていますが、民間住宅の入居に際して保証人がいない場合など、ケースに応じた支援策を考えていく必要があります。

《推進する施策》

● 公営住宅等の優先・優遇措置

DV被害者として一時保護を受けた場合や裁判所からの保護命令が発令された場合は、市営住宅の入居に際して優先入居を行います。また民間住宅入居に際しては、福祉制度等を活用するなど入居へ向けての支援を行います。

【重点目標7】 経済的自立に向けた支援

(現状と課題)

DV被害者は、配偶者等の収入に依存して生活している場合が多く、それが加害者から逃れられない要因にもなっており、被害者が独立して生活していくためには、経済的な自立が不可欠です。

そこで、就業のための技術習得、貸付制度等の利用可能な福祉制度についての情報提供を行うとともに、厳しい雇用環境の中で、様々な事情を抱えながら自立しようとする被害者に就業機会が得られるよう、公的機関や事業所などの理解や協力を得ながらの支援が必要となっています。

《推進する施策》

- 被害者への就業支援

D V被害者の就業を支援するために、ハローワークと連携して就業情報を提供するほか、県の機関等が実施する就業に関する講座等の情報を積極的に入手し提供します。

- 企業等に対する働きかけ

企業や事業主に対して、D V問題についての啓発を行い、被害者が経済的に自立していくための取り組みについての理解と協力を働きかけます。

- 各種保健福祉支援制度の情報提供

D V被害者やその家族が必要な支援を受けることができるよう、各種保健福祉制度に関する情報の提供に努めます。

【重点目標8】 被害者等に関する個人情報保護

(現状と課題)

D V被害者からの申し出により、該当者の住民基本台帳や戸籍の写しの交付制限を行っていますが、被害者の個人情報を保護し、加害者から身を守るためには、対応策の全庁的な周知・徹底が必要です。

また、子どもの入学や入園時に情報が漏れないよう、関係機関に協力を促すことも必要です。

《推進する施策》

- 住民基本台帳事務における支援措置

D V被害者への支援措置として、住民基本台帳事務においては、閲覧制限を行っていますが、他の部署においても対象者の情報を漏らさないよう、担当者会議などの場でD Vを周知し閲覧制限の徹底を図ります。

- 教育機関・保育所への周知

D V被害者の子どもが転校・入園する場合、D V被害の状況等について配慮した対応をとるとともに、個人情報の漏えいには厳重に注意するなど、被害者家族が二次被害を受けることのないよう、教育機関や保育機関等へ慎重な対応を周知します。

【重点目標9】 関係機関との連携強化

(現状と課題)

DV被害は潜在化しやすく、深刻な事態になって表面化する場合も多いことから、早期に被害者を適切な支援に結び付け、DVの防止や被害者の救済と自立支援を円滑に実施するため、関係機関との連携に努めています。

今後も、県が行うDV対策会議やDV被害者保護支援関係機関連絡会議、DV担当職員専門研修会等へ積極的に参加し、関係機関との情報交換等を通して連携を深めながら、総合的なDV支援体制を確立していくことが必要です。

《推進する施策》

●岡山県DV対策会議等への参加

岡山県が行うDV対策会議やDV被害者保護支援関係機関連絡会議、DV担当職員専門研修会等へ積極的に参加し、相互の連携を図るとともに、具体的な事案等について実践的検討を行うなど会議を通して資質の向上を図ります。

●安全確保、自立支援に係る関係機関との連携

DV被害者を安全に保護し、自立した生活が営めるよう支援するためには、関係機関が連携して取り組むことが必要です。引き続き、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、警察、行政、教育、保育、福祉及び医療など、関係機関との連携強化に努めます。

參考資料

令和2年

- 5月 第1回井原市男女共同参画推進本部幹事会
第1回井原市男女共同参画推進本部
第1回井原市男女共同参画推進審議会
・井原市男女共同参画行政施策の推進状況の報告
・「第4次いばら男女共同参画プラン・井原市DV防止及び被害者支援計画」策定方針及び計画の体系について審議
・男女共同参画に関する市民意識調査の内容について審議
- 6月 男女共同参画に関する市民意識調査実施（6月10日～7月3日）
- 8月 第2回井原市男女共同参画推進本部幹事会
9月 第2回井原市男女共同参画推進本部
第2回井原市男女共同参画推進審議会
・男女共同参画に関する市民意識調査の集計・分析結果の報告
・「第4次いばら男女共同参画プラン・井原市DV防止及び被害者支援計画」数値目標等について審議
- 10月 第3回井原市男女共同参画推進本部幹事会
第3回井原市男女共同参画推進本部
11月 第3回井原市男女共同参画推進審議会
・「第4次いばら男女共同参画プラン・井原市DV防止及び被害者支援計画」素案について審議
- 12月 議会説明
・全員協議会で素案説明

令和3年

- 1月 パブリック・コメント実施（1月8日～2月8日）
- 3月 「第4次いばら男女共同参画プラン・井原市DV防止及び被害者支援計画」策定

平成15年3月18日／条例第1号

すべての市民が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思により個性及び能力を十分に発揮することができる社会の実現は、私たちの願いである。

本市においては、男女共同参画社会の実現をめざし、その指針となる「いばら男女共同参画プラン」を策定し、積極的に施策を推進してきた。

しかし、長い歴史の中で、社会的又は文化的に形成された性別による固定的な役割分担意識又はそれに基づく社会慣行はいまだに存在しており、真の男女平等社会の構築には多くの課題が残されている。

個性豊かな活力ある井原市を築くためには、男女が自立した人間として社会のあらゆる分野で、いきいきと輝くことのできる男女共同参画社会の実現を市政の重要課題と位置付け、市、市民及び事業者の協働による新しい社会の創造を目指した意識の改革及び施策の充実を図ることが必要である。

ここに、私たちは男女共同参画社会の実現を目指すとともに、いつまでも住み続けたいまちづくりを進めるためにこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画のまちづくりの推進に関し、基本理念、実現すべき姿並びに市、市民、事業者及び教育の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、自立した個人としての男女の人権が尊重され、あらゆる分野において平等な男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 市民生活のあらゆる場において他の人を不快にさせたり不利益を与えたりする性的な言動をいう。

(4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は恋人等から受ける精神的、身体的、経済的及び言語的な暴力をいう。

(5) 事業者 市内における公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業活動を行う団体及び個人をいう。

(6) 協働 相互の立場及び特性を認め、共通する課題の解決又は社会的目的の実現に向け、積極的に各々が主体的な意思と責任をもって行動することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画のまちづくりは、次に掲げる男女が自立した個人として社会のあらゆる分野でい

きいきと輝くことのできる社会を目指すことを基本として行われなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、互いにその人権を尊重し、直接又は間接に性別による差別を受けることなく、個人として能力を發揮できる機会が確保される社会であること。

(2) 男女一人ひとりが、自立した個人としてその能力を十分に發揮し、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、主体的な自己の意思及び責任により多様な生き方を選択することができる社会であること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に関し共同して参画する機会が確保される社会であること。

(4) 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合い、男女共同参画社会を共に担うことができる社会であること。

(5) 男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産等に関してその意思が尊重されるとともに、生涯を通じた心身の健康が配慮される社会であること。

(6) 男女が、国際社会における男女共同参画の取組と協調し、連携を深め合う社会であること。

(実現すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者は、次に掲げる事項を男女共同参画のまちづくりにあたっての実現すべき姿とし、この達成に努めなければならない。

(1) 家庭において実現すべき姿

ア 「男だから・女だから」といった意識に安易にとらわれることなく、それぞれの個性を尊重し、その人らしさを大切にす家庭になること。

イ 家族それぞれが多様な生き方を選択でき、その能力・適性をみんなが認め合う家庭になること。

ウ 「男は仕事・女は家庭」の固定的役割分担意

識を超えて、社会の支援のもとに家事、育児、介護等の家庭生活における活動に家族全員がかかわり、家族のつながりが深まること。

(2) 地域において実現すべき姿

ア 男女が対等に地域の諸活動に参加し、企画又は実践にかかわることによって、生きがいと活力のあるまちづくりが進められること。

イ 男女共同参画が阻害される社会慣行を見直し、男女の相互理解によってそれぞれの行動又は考え方が尊重されること。

ウ 男女がともに積極的に社会参画をすることにより、多様なリーダーシップが發揮されること。

エ すべての人の人権が尊重され、差別のない、心豊かな地域社会がつくられること。

(3) 職場において実現すべき姿

ア 個人の意欲、能力、個性等が適切に評価され、募集、採用、配置、賃金、昇進等について性別を理由とする差別がない職場になること。

イ 効率的かつ効果的な労働によって、長時間労働又はストレスがたまる職場環境の改善が図られ、家庭生活又は地域活動がゆとりと活力のある充実したものとなること。

ウ 育児休業又は介護休業を男女等しく積極的に取得でき、仕事及び家庭が両立するようになること。

エ 妊娠・出産期、更年期等女性の生涯の各段階に応じた適切な健康管理が行われること。

オ セクシュアル・ハラスメントのない快適な職場環境がつくられること。

(性別による権利侵害の禁止)

第5条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別を理由とする権利侵害及び差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンスをはじめとする

男女間におけるすべての暴力

(市の責務)

第 6 条 市は、第 3 条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画のまちづくりのための施策(以下「施策」という。)を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 市は、施策を推進するため、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、国、県、市民及び事業者と相互に連携・協力して、施策を推進するよう努めるものとする。

4 市は、市の設置に係る合議制の機関(選挙により選出される委員で構成されるものを除く。)において、男女のいずれか一方の委員の数が、委員総数の 10 分の 4 未満にならないように努めるものとする。

(市民の責務)

第 7 条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画について理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画し、男女共同参画のまちづくりに努めなければならない。

2 市民は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 8 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、自ら進んで男女共同参画のまちづくりに努めなければならない。

2 事業者は、男女共同参画のまちづくり推進のため、当該事業活動に関し、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育の責務)

第 9 条 学校教育、社会教育その他のあらゆる教育現場に携わる者は、男女共同参画のまちづくりに果たす教育の重要性を深く認識し、個々の教育本来の目的を実現する過程において、基本理念に配慮した教育を行うように努めなければならない。

(情報の適切な表示)

第 10 条 何人も、情報が広く表示される新聞、広告物等(以下「メディア」という。)において、性別による固定的な役割分担意識を助長する表現及び不必要な性的表現を行ってはならない。

2 市は、広く市民に提供されるメディアからの情報を市民が正しく分析し、評価する能力の向上を図るための啓発活動に努めるものとする。

第 2 章 基本的施策

(基本計画の策定)

第 11 条 市長は、施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画のまちづくりに関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次の事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画の策定にあたっては、第 20 条に規定する井原市男女共同参画推進審議会の意見を聴取し、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。

4 市長は、基本計画を策定したときは、議会に報告するとともに、市民及び事業者に周知し、理解及び協力を促すものとする。

5 前 2 項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査研究)

第 12 条 市は、施策を効果的に実施していくため、必要な調査・研究を行うとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(広報啓発活動)

第 13 条 市は、男女共同参画のまちづくりについて、広く市民及び事業者の理解を深めるため必要な広報・啓発活動に努めるものとする。

(年次報告)

第 14 条 市長は、毎年度施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(相談又は苦情の申出)

第 15 条 市民及び事業者は、性別による差別的取扱いその他男女共同参画を阻害する要因によって権利が侵害された場合の相談又は施策に関する苦情を市長へ申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出を受けたときは関係機関と連携して適切に対応するものとする。

(被害者の保護)

第 16 条 市は、男女共同参画を阻害するドメスティック・バイオレンス等による権利侵害があったと認められる場合には、被害者の保護、相談その他必要な措置をとるものとする。

2 市は、ドメスティック・バイオレンス等の被害者が自立して生活することを支援するため、各種制度の利用のあっせん、情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

(市民及び事業者への支援)

第 17 条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画のまちづくりを促進するための活動に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(表彰)

第 18 条 市長は、男女共同参画社会形成のための取組を積極的に行う市民、事業者等に対し表彰を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する表彰を行ったときは、その取組を公表するものとする。

第 3 章 推進体制

(推進体制の整備)

第 19 条 市は、関係部署相互の連携により、施策を総合的かつ計画的に推進するために市長を長とする男女共同参画推進本部を設置する。

(井原市男女共同参画推進審議会)

第 20 条 総合的かつ計画的に施策を推進するために、井原市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の任務)

第 21 条 審議会は、この条例に規定する事項その他男女共同参画のまちづくり推進に関する重要な事項について市長の諮問に応ずるほか、必要な事項について市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第 22 条 審議会委員(以下「委員」という。)は、12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公募による者

(3) その他市長が認める者

3 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(推進員)

第 23 条 市長は、地域における男女共同参画のまちづくりを推進するため、井原市男女共同参画まちづくり推進員を置く。

第 4 章 雑則

(委任)

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている「いばら男女共同参画プラン」は、第 11 条第 1 項の規定に基づき策定された計画とみなす。

平成15年9月30日/規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、井原市男女共同参画のまちづくり条例（平成15年井原市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例において規定する用語の意義による。

(苦情及び相談窓口)

第3条 条例第15条に規定する苦情及び相談の窓口は、総務部企画課に置く。ただし、ドメスティックバイオレンスに係る相談窓口は、健康福祉部子育て支援課に置く。

(個人情報の保護等)

第4条 苦情及び相談の処理にあたっては、相談者の個人情報の保護に努め、相談者が不利益を被らないよう最大限の配慮をしなければならない。

(表彰)

第5条 条例第18条に規定する被表彰者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 女性の能力活用や職域拡大のため、積極的な取り組みを行っている事業者
- (2) 家庭生活とその他の活動との両立を支援するため、法を上回る処遇を行う等独自の制度を設け、当該制度を活用している事業者
- (3) 地域活動を通じて、男女共同参画のまちづくりに積極的に取り組み、その成果が顕著である個人
- (4) 人材育成を通じて、男女共同参画のまちづくりのために功績のあった個人

(5) 前各号に掲げるもののほか、男女が共同して参画することのできる職場及び地域づくりに積極的に取り組んでいる事業者

(審議会の会議)

第6条 条例第20条に規定する審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

(推進員)

第7条 条例第23条に規定する推進員は、男女共同参画に関する識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 推進員は14人以内とし、非常勤とする。

3 推進員は、井原、出部、高屋、大江、稻倉、県主、木之子、西江原、荏原、青野、野上、芳井及び美星の各地区からそれぞれ公募するものとする。

4 推進員の任期は、2年とする。ただし、補欠推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 推進員の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 男女共同参画意識の普及に関すること。

(2) 市が行う男女共同参画推進事業への協力に関すること。

(3) 地域の男女共同参画に関する活動への助言及び情報提供に関すること。

(4) 市民の男女共同参画に関する施策への意見・提言を受けること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認め

る男女共同参画に関すること。

(庶務)

第8条 審議会及び推進員の庶務は、総務部企画課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。

2 審議会の委員が委嘱された後最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成17年2月28日規則第39号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月1日から施行する。

附 則 (平成21年8月19日規則第23号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の井原市男女共同参画のまちづくり条例施行規則の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年3月26日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月21日規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の井原市男女共同参画のまちづくり条例施行規則の規定は、平成23年4月1日から適用する。

井原市男女共同参画推進審議会委員名簿

	氏名	所属団体等
会長	山下 唯起子	井原市女性協議会
会長職務代理者	本井 雅人	井原市男女共同参画ネットワーク
委員	林 直人	くらしき作陽大学
委員	小出 里美	人権擁護委員
委員	東 恵子	井原市公民館協議会
委員	小野 雅子	井原市校園長会
委員	粟根 宏明	井原市全労働組合協議会
委員	三宅 陽子	井原市男女共同参画まちづくり推進員
委員	寺地 美幸	井原商工会議所
委員	佐藤 典子	公募
委員	田中 美鈴	公募
委員	木口 真利子	公募

平成11年6月23日法律第78号

最終改正年月日：平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするととも

に、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選

択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特

性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

平成27年9月4日法律第64号

改正年月日：令和元年6月5日法律第24号

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に

関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

(2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条

において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

(3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

平成13年4月13日法律第31号

最終改正年月日：令和元年6月26日法律第46号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をい

い、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道

府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3) 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に

関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警

察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第

4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

(2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

(1) 面会を要求すること。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

(5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪

の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被

害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

第5章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業

務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

(2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

(3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

(4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

男女共同参画に関する年表

年	世界の動き	日本の動き	岡山県の動き	井原市の動き
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年世界会議（メキシコ） ・「世界行動計画」採択 ・「世界婦人の10年（1976～1985年）」を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題企画推進本部」設置 ・育児休業法公布（施行51年） 		
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定 ・「国内行動計画前期重点目標」策定 		
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連総会「女子差別撤廃条約」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題担当課を県民課に位置付ける 	
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年」中間年世界会議（コペンハーゲン） ・「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」署名 	<ul style="list-style-type: none"> ・「岡山婦人問題会議」を設置 ・同会議が「婦人の地位と福祉の向上に関する提言」を答申 	
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」発効 	<ul style="list-style-type: none"> ・民法一部改正施行（配偶者の法定相続 1/3 から 1/2 へ） ・「国内行動計画後期重点目標」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題担当課が県民生活課に移り、同課に婦人班を新設 	
1984年 (昭和59年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ナイロビ世界会議のためのエスカップ地域政府間準備会議（東京） 	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア・太平洋地域婦人国際シンポジウム ・国籍法・戸籍法改正（父母両系主義の立場をとる）（S60年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「おかやま婦人のバス事業」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「井原市レディーモニター事業」開始
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際婦人の10年」最終年世界会議（ナイロビ） ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護基準額の男女差解消 ・「国民年金法」改正（女性の年金権確立） ・「男女雇用機会均等法」成立 ・「女子差別撤廃条約」批准 	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山県婦人問題協議会が「女性の地位と福祉の向上に関する提言」を答申 ・「岡山県婦人海外派遣事業」開始 ・婦人問題調査「女性と地位の向上に関する生活と意識」実施 	

年	世界の動き	日本の動き	岡山県の動き	井原市の動き
1986年 (昭和61年)		・「男女雇用機会均等法」施行	・県民生活課婦人班を青少年対策室婦人企画班に改組	
1987年 (昭和62年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	・「岡山県婦人情報バンク」を開設	
1988年 (昭和63年)			・「女性による地域福祉実践事業」開始	
1989年 (平成元年)			・「働く女性相談コーナー」開設 ・「農山漁村婦人の日」設定	
1990年 (平成2年)	・国連婦人の地位委員会「ナイロビ将来戦略」勧告案採択		・「21世紀に生きる岡山の女性シンボルマーク」決定 ・県政世論調査「女性の地位向上に関する生活と意識」	
1991年 (平成3年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定	・「第4次おかやま県総合福祉計画策定」(女性の項目新設)	
1992年 (平成4年)	・環境と開発に関する国連会議 ・「アジェンダ21」採択	・「育児休業法」施行 ・初の婦人問題担当大臣設置	・「女性県政アドバイザー事業」開始 ・「女性農業士制度」発足	・「井原市女性アドバイザー事業」実施(～H5年)
1993年 (平成5年)	・世界人権会議(ウィーン) ・「ウィーン宣言及び行動計画」採択	・中学校での家庭科の男女必修完全実施 ・「パートタイム労働法」施行 ・男女共同参画型社会づくりに向けての全国会議	・地域振興部婦人青少年対策室婦人企画班を充実し、同部女性青少年対策室女性政策課を新設	
1994年 (平成6年)	・「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ) ・ILO総会「パートタイムに関する条約及び勧告」採択 ・国際人口・開発会議(カイロ)	・高等学校での家庭科の男女必修完全実施 ・男女共同参画推進室設置 ・「男女共同参画推進審議会」設置 ・「男女共同参画推進本部」設置	・所管部を地域振興部から企画部に移管 ・岡山県婦人問題協議会に「女性の地位と福祉の向上のための総合的方策」について諮問 ・県政世論調査「女性の地位の向上に関する生活と意識」実施	・「いきいき井原まちづくりレディー事業」実施(～H8年)

年	世界の動き	日本の動き	岡山県の動き	井原市の動き
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択 ・社会開発サミット(コペンハーゲン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」全面適用(30人以下) ・「育児・介護休業法」成立(一部H11年施行) ・「ILO156号条約」批准 	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山県婦人問題協議会が「女性の地位と福祉の向上に関する提言」を答申 ・岡山県婦人問題協議会を「岡山県男女共同参画推進協議会」に改称 	
1996年 (平成8年)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の商業的性的搾取に反対する世界会議(ストックホルム) ・ILO総会「家内労働に関する条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画推進連携会議」(えがりてネットワーク発足) ・「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5次岡山県総合福祉計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・文部省指定「男女共同参画社会モデル市町村事業」実施 ・「男女平等に関する市民意識調査」実施 ・「見つめよう見つめなおそう男と女」井原市フォーラム開催
1997年 (平成9年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「岡山県男女共同参画推進本部」設置 ・「いきいき未来支援事業」開始 ・「男女共同参画アドバイザー養成事業」開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性のネットワークづくり事業」実施(H14「男女共同参画ネットワーク事業」に改称) ・「岡山県いきいき未来支援事業」実施 ・「男女共同参画社会の実現をめざして」井原市フォーラム開催
1998年 (平成10年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法(仮称)の論点整理」発表 ・男女共同参画審議会「女性に対する暴力部会の中間とりまとめ」発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・所管部を企画部から生活環境部へ移管 ・「岡山県女性センターのありかたに関する報告書」作成 ・「男女共同参画週間」の設定 ・中国・四国・九州地区男女共同参画推進地域会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・「井原市第5次総合計画」策定(男女共同参画社会の形成をうたう)
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」施行 ・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・男女共同参画審議会が「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山県男女共同参画推進センター(ウィズセンター)開所 ・「おかやまいきいき子どもプラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部企画課に女性政策係設置 ・「井原市男女共同参画プラン策定委員会」設置 ・「井原市男女共同参画推進懇話会」設置

年	世界の動き	日本の動き	岡山県の動き	井原市の動き
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) ・「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会が「女性に対する暴力に関する基本的方策について」と「男女共同参画基本計画に当たっての基本的な考えかたー21世紀の最重要課題ー」答申 ・「ストーカー規正法」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いばら男女共同参画プラン」策定
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に男女共同参画局を設置 ・「男女共同参画審議会」を「男女共同参画会議」に改正 ・仕事と子育ての両立支援策の方針について閣議決定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・「育児休業法」改正(対象となる子の年齢の引き上げ等) ・「男女共同参画週間」設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「おかやまウィズプラン21」策定 ・「岡山県人権政策推進指針」策定 ・女性青少年対策室女性政策課を男女共同参画課に改組 ・「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」公布・施行 ・「男女共同参画推進月間」設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「井原市男女共同参画推進本部」設置 ・「井原市男女共同参画推進協議会」設置 ・「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」 ・「男女共同参画フォーラム2001inいばら」開催
2002年 (平成14年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「岡山県男女共同参画審議会」設置(岡山県男女共同参画推進協議会は廃止) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画フォーラム2002inいばら」開催
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」施行 ・「少子化社会対策基本法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画フォーラムinおかやま」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「井原市男女共同参画のまちづくり条例」施行 ・「井原市男女共同参画推進審議会」設置(井原市男女共同参画推進協議会は廃止) ・「男女共同参画フォーラム2003inいばら」開催

年	世界の動き	日本の動き	岡山県の動き	井原市の動き
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> 「改正配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施 「新岡山いきいき子どもプラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「井原市男女共同参画まちづくり推進員」設置 「井原市女性議会」開催
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> 第49回国連婦人の地位委員会／「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> 「改正育児・介護休業法」施行 「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定 「女性副知事フォーラム2005 おかやま」開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画フォーラム in いばら」開催 井原市次世代育成支援対策行動計画「新・いばら子どもすくすくプラン」策定 担当課が総務部企画課から市民生活部市民活動推進課に所管換え 井原市議会に昭和36年以来2人目の女性議員誕生 「男女共同参画に関する企業アンケート」実施
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> 第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合(東京) 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共用機会均等法」の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「新おかやまウィズプラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画地域フォーラム in いばら」開催 「いばら男女共同参画プラン(改訂版)」策定
2007年 (平成19年)	<ul style="list-style-type: none"> 第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合(ニューデリー) 	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「パートタイム労働法」改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画地域フォーラム in いばら」開催 男女共同参画絵手紙コンテスト実施
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> 「次世代育成支援対策推進法」の改正 男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」 	<ul style="list-style-type: none"> 岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画改定 岡山県男女共同参画推進センター(愛称:ウィズセンター)が岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館(愛称:きらめきプラザ)へ移転 「全国シelta-シンポジウム2008in おかやま」開催(後援) 	<ul style="list-style-type: none"> 担当課が市民生活部市民活動推進課から協働のまちづくり市民推進室に所管換え 「男女共同参画フォーラム in いばら」開催

年	世界の動き	日本の動き	岡山県の動き	井原市の動き
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合(ワカ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正 ・DV被害者支援として、全国共通の番号「DV相談ナビ」(0570-055210)スタート 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新おかやまウィズプラン」中間見直し ・「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当課が市民生活部協働のまちづくり市民推進室から協働推進課に所管換え ・「男女共同参画フォーラム in いばら」開催 ・男女共同参画絵手紙コンテスト開催
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第54回国連婦人の地位委員会／「北京+15」記念会合(ユ1307) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・所管部を生活環境部から県民生活部に移管 ・「男女共同参画課」を「男女共同参画青少年課」に改組 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新・いばら子どもすくすくプラン」井原市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)策定 ・DV被害者サポーター養成講座開催 ・「男女共同参画地域フォーラム in いばら」開催 ・男女共同参画に関する市民アンケート実施 ・「第3次いばら男女共同参画プラン・井原市DV防止及び被害者支援計画」策定
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関「UN Women」発足 ・第4回東アジア男女共同参画担当大臣会合(シムリアツ) 		<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次おかやまウィズプラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当課が市民生活部協働推進課から総務部企画課に所管換え ・「男女共同参画地域フォーラム in いばら」開催
2012年 (平成24年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定 ・改正育児・介護休業法の全面施行 		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画地域フォーラム in いばら」開催
2013年 (平成25年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回東アジア男女共同参画担当大臣会合(ハキ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」改正 		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画地域フォーラム in いばら」開催

年	世界の動き	日本の動き	岡山県の動き	井原市の動き
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> 第6回東アジア男女共同参画担当大臣会合(ワカ) 		<ul style="list-style-type: none"> 「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」改正 「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施 「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画地域フォーラム in いばら」開催
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> 第59回国連婦人の地位委員会/「北京+20」記念会合(ニューヨーク) 「SDGs(持続可能な開発のための2030アジェンダ)」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」策定 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 「第4次おかやまウィズプラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する市民アンケート実施 「男女共同参画地域フォーラム in いばら」開催 「第3次いばら男女共同参画プラン・井原市DV防止及び被害者支援計画」見直し
2016年 (平成28年)	<ul style="list-style-type: none"> G7 伊勢志摩サミット/「女性の能力開発のためのG7行動計画」 	<ul style="list-style-type: none"> 「育児・介護休業法」「男女雇用機会均等法」等改正 		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画地域フォーラム in いばら」開催
2017年 (平成29年)				<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画地域フォーラム in いばら」開催
2018年 (平成30年)		<ul style="list-style-type: none"> 「政治分野における男女共同参画に関する法律」公布 		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画地域フォーラム in いばら」開催
2019年 (令和元年)		<ul style="list-style-type: none"> 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画地域フォーラム in いばら」開催

☆男女共同参画に関する市民意識調査の概要

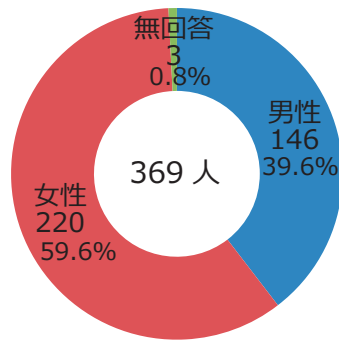
1. 調査の目的・・・井原市における男女共同参画に関する市民の意識や実態を調査し、市民の求める暮らしやすい井原市の姿を明らかにし、今後の行政施策推進のための基礎資料とする。
2. 調査の期間・・・令和2年6月10日～令和2年7月3日
3. 調査の対象・・・無作為に抽出した20歳以上の男女1,000人
4. 回収結果・・・369人（男性146人、女性220人、無回答3人）
回収率 36.9%

集計結果の処理：○回答比率は、百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%にならない場合がある。

○2つ以上の回答を求めた（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を越える。

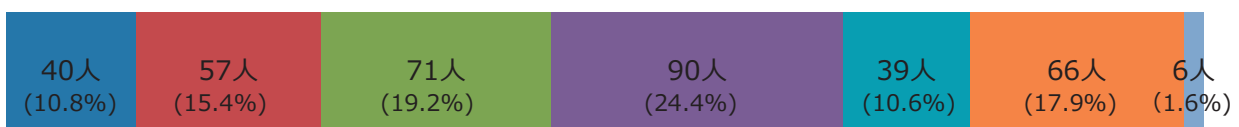
○「n」は、回答者数を示している。

1. 性別



2. 年齢別

■ 20歳代 ■ 30歳代 ■ 40歳代 ■ 50歳代 ■ 60歳代 ■ 70歳代以上 ■ 無回答



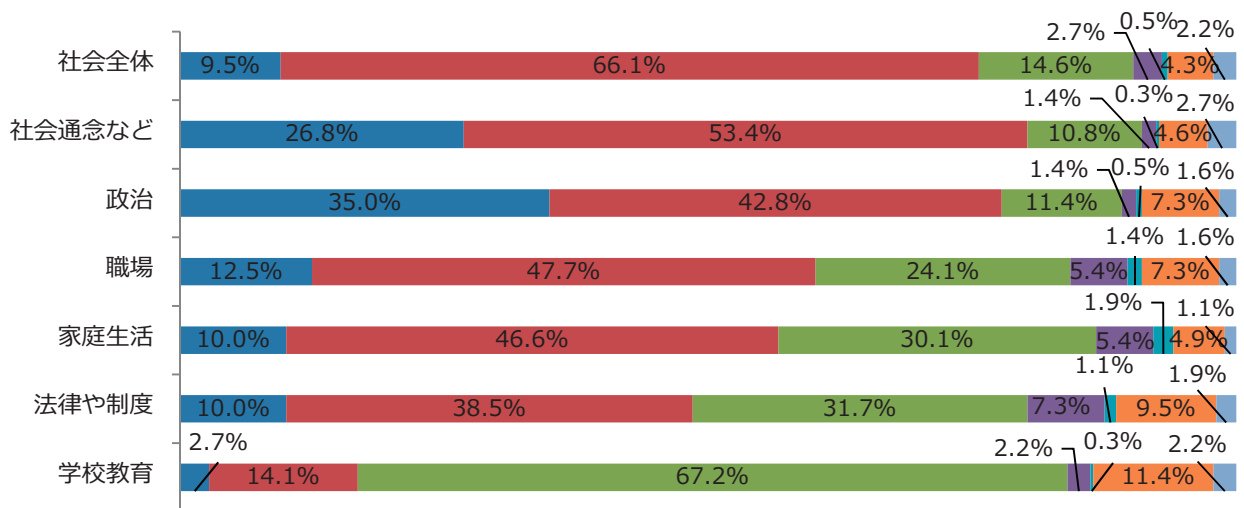
男女の地位の平等について

1 (生活分野での男女平等意識)「男性の方が優遇されている」と感じている人は依然多い

日常生活における男女の地位の平等についての問いに対して、「社会全体」では「平等になっている」という回答は14.6%にとどまり、「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」という回答は合わせて75.6%を占める。なお、「職場」においては「平等になっている」が前回調査に比べ3.8ポイント増加しており改善の兆しが見られる。

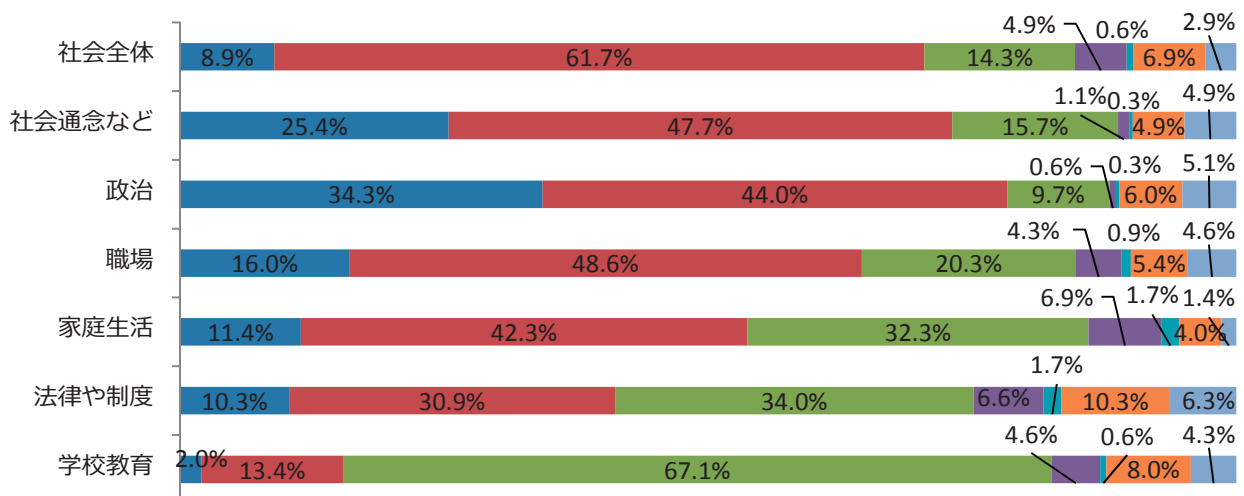
■男女の地位について (選択回答 n=369)

- 男性の方が非常に優遇されている
- どちらかといえば男性が優遇されている
- 平等になっている
- どちらかといえば女性が優遇されている
- 女性の方が非常に優遇されている
- わからない
- 無回答



参考：前回 (H27) 値 (選択回答 n=350)

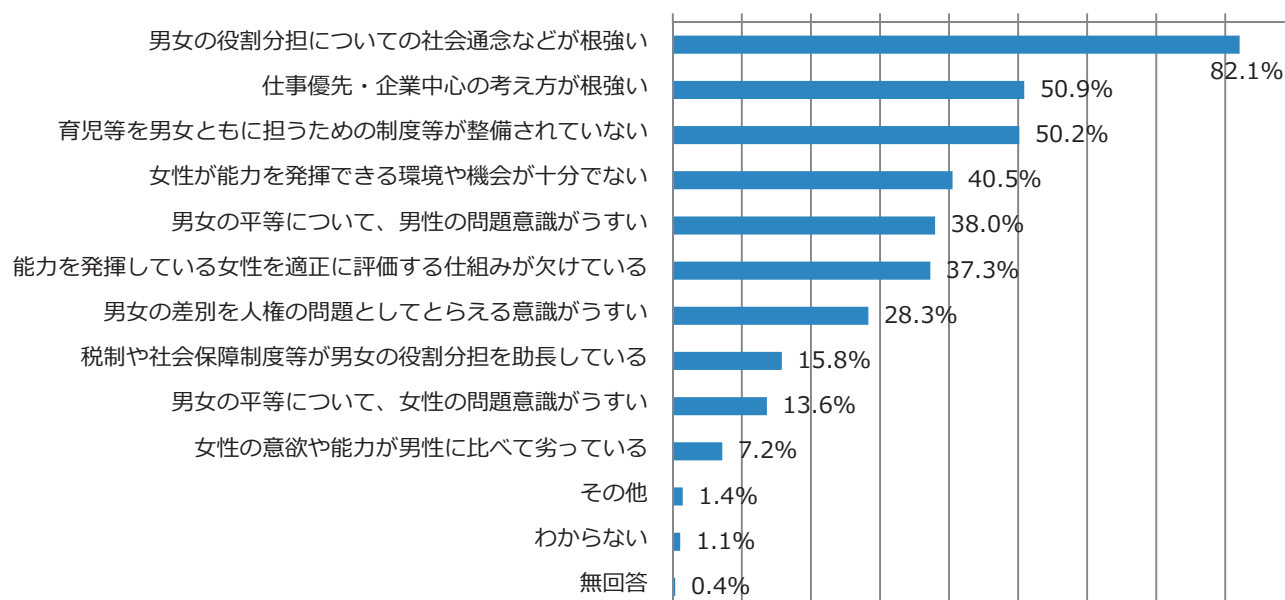
- 男性の方が非常に優遇されている
- どちらかといえば男性が優遇されている
- 平等になっている
- どちらかといえば女性が優遇されている
- 女性の方が非常に優遇されている
- わからない
- 無回答



2 (男性が優遇されている原因) 依然として多い「根強い社会通念など」

「男女の役割分担についての社会通念などが根強いから」(82.1%)、「仕事優先・企業中心の考え方が根強いから」(50.9%)、「育児や介護などを男女ともに担うための制度等が整備されていないから」(50.2%)の3項目が回答者の過半数に選ばれた原因である。

■男性の方が優遇されている原因について(複数回答(いくつでも) n=279)

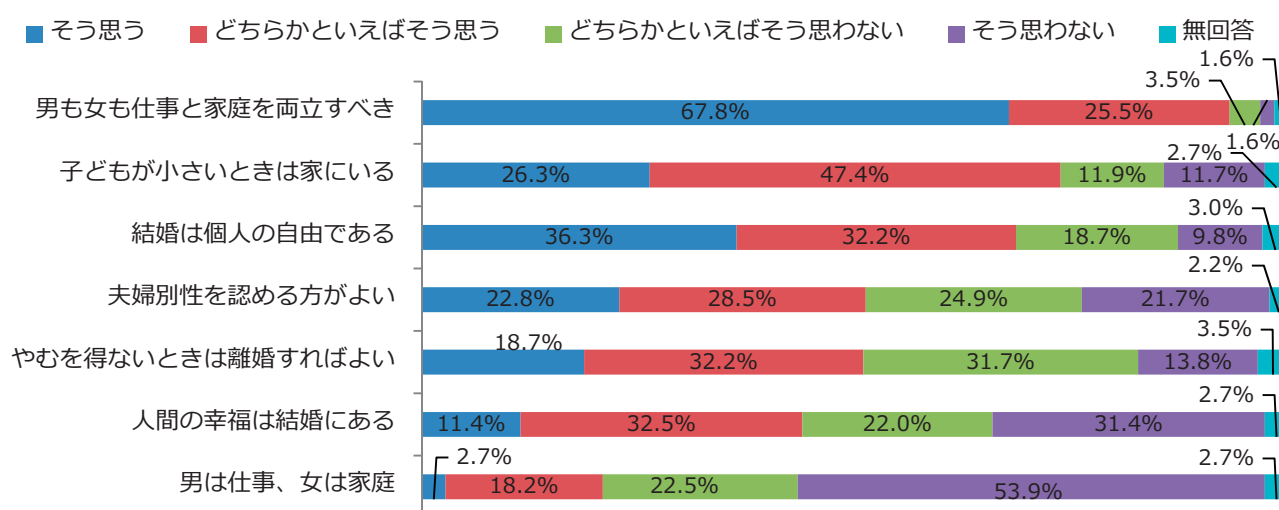


結婚・家庭生活について

3 (結婚・家庭生活観) 結婚観に変化あり

結婚に関しては、「人間の幸福は結婚にある」に対しては、「(どちらかといえば) そう思う」という回答が43.9%を占めているが、前回調査と比べると14.1ポイント減少している。対極の「結婚は個人の自由である」に対しては、「(どちらかといえば) そう思う」という回答が68.5%(前回調査と比べて21.4ポイント増加)を占めている。結婚観に大きな変化が起こっていることを窺わせる結果となっている。

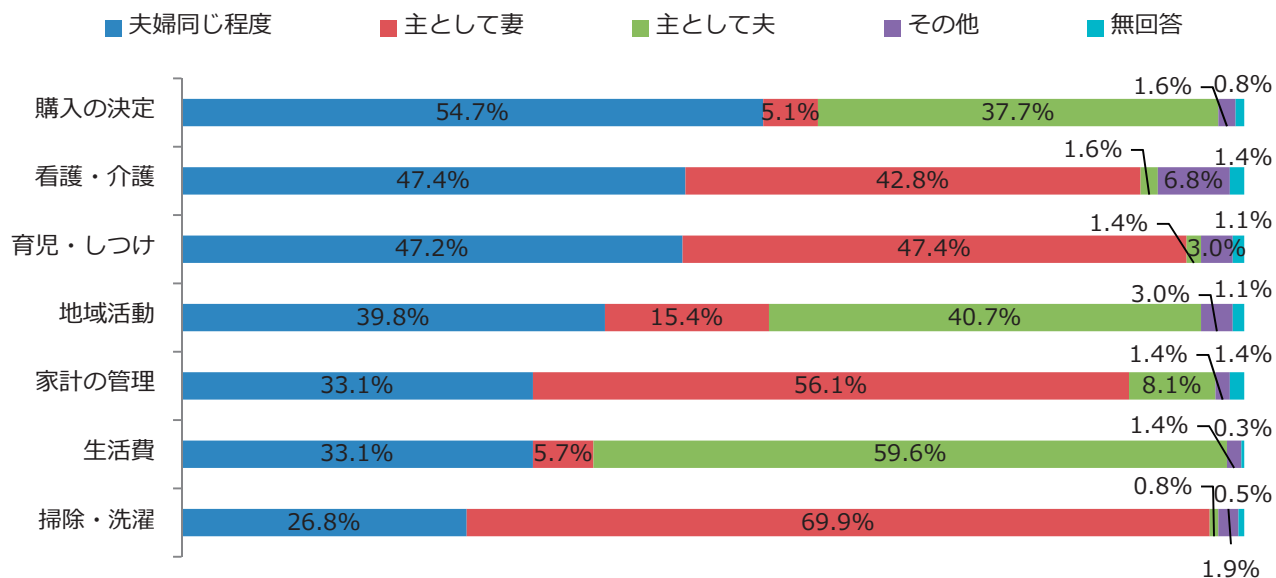
■結婚に対する考え方(選択回答 n=369)



4 (家庭内の男女の役割分担) 「夫婦同じ程度」を選択する人が微増 改善の兆し

「掃除・洗濯・食事の支度などの家事」は、「主として妻」が担当するとの回答率が最も高いものの、「夫婦同じ程度」と回答した割合が前回調査と比べると4.5ポイント増加している。

■ 家庭における仕事分担 (選択回答 n=369)



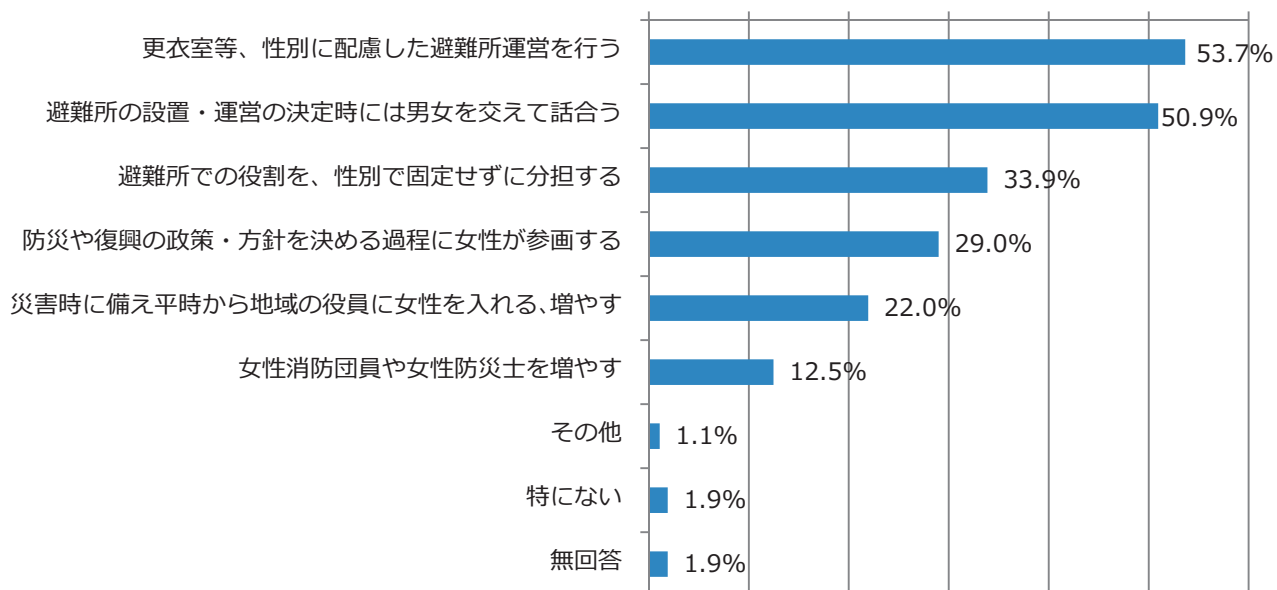
防災・災害復興活動について

5 (性別に配慮した防災・災害復興活動に重要なこと)

男女両方の視点を生かした取り組みを求めている

性別に配慮した防災・災害復興活動については、「更衣室等、性別に配慮した避難所運営を行う」(53.7%)、「避難所の設置・運営の決定時には男女を交えて話合う」(50.9%)、「避難所での役割を、性別で固定せずに分担する」(33.9%)の順であった。

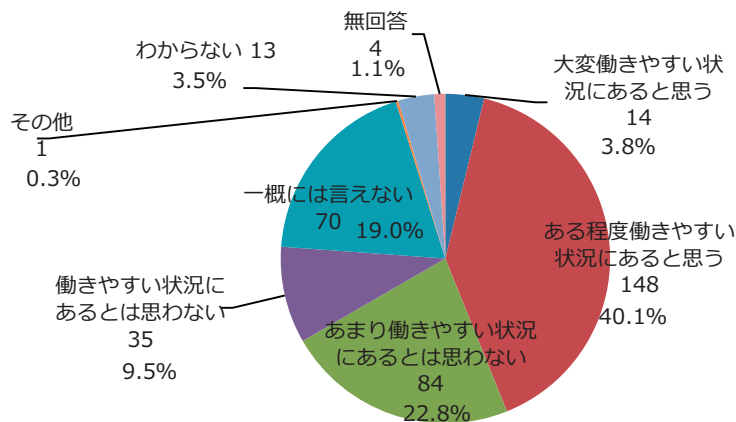
■ 性別に配慮した防災・災害復興活動に重要なこと (複数回答 (3つまで) n=369)



6（現代社会における女性の働きやすさ）十分とはいえないが働きやすくなっている

全体では円グラフのようであったが、男女別にみると、男性においては「（女性が）大変（ある程度）働きやすい」状況にあると答えた人が 49.3%、「（あまり）働きやすい状況にあるとは思わない」と答えた人は 30.1%であった。女性においては「大変（ある程度）働きやすい」状況にあると答えた人が 40.4%、「（あまり）働きやすい状況にあるとは思わない」と答えた人は 33.6%であった。男性と女性の間で状況の受けとめ方に差がみられ、男性のほうが、「現在の社会は女性が働きやすい状況にある」と捉えている割合が高いことがわかった。なお、「一概には言えない」と答えた人は、男性 16.4%、女性 20.9%あった。これは同じ職場でも状況や場面によって働きやすい面とそうとは言い難い面があることを反映していると考えられる。

■現代社会における女性の働きやすさ（選択回答 n=369）

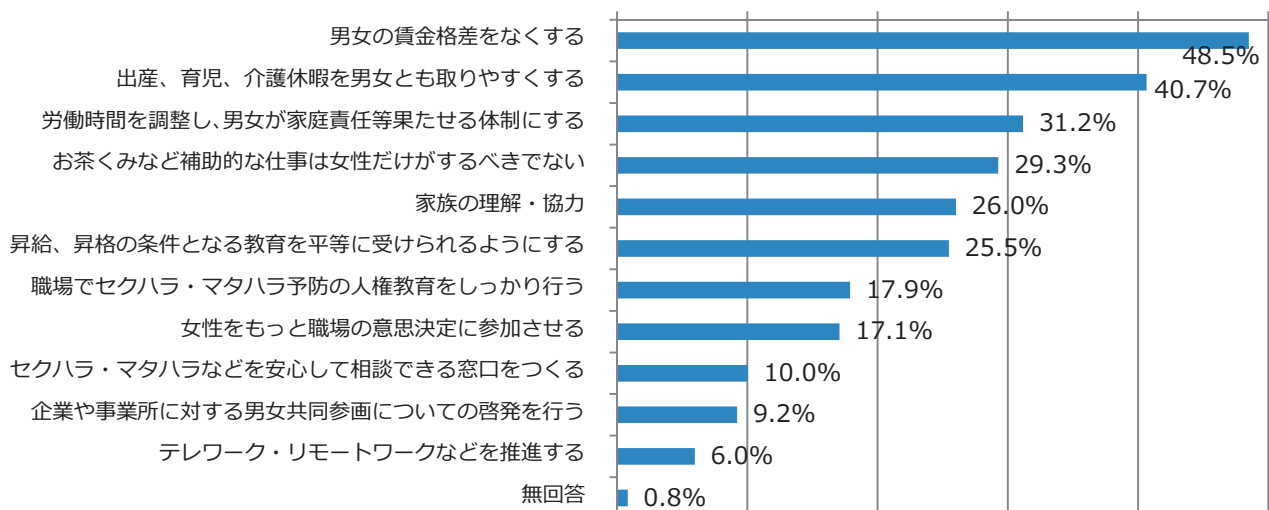


7（男女が各自の能力を発揮していきいきと働くために必要なこと）

賃金格差の解消、休暇取得の促進や就労時間の調整などの労働環境の改善、家族の理解・協力

前回調査と同じ項目が上位となっており、賃金格差の解消、休暇取得の促進や就労時間の調整といった労働環境の改善と、家族の理解・協力が、能力を発揮していきいきと働くために必要なこととして考えられていることが分かる。

■いきいきと働くために必要なこと（複数回答（3つまで） n=369）

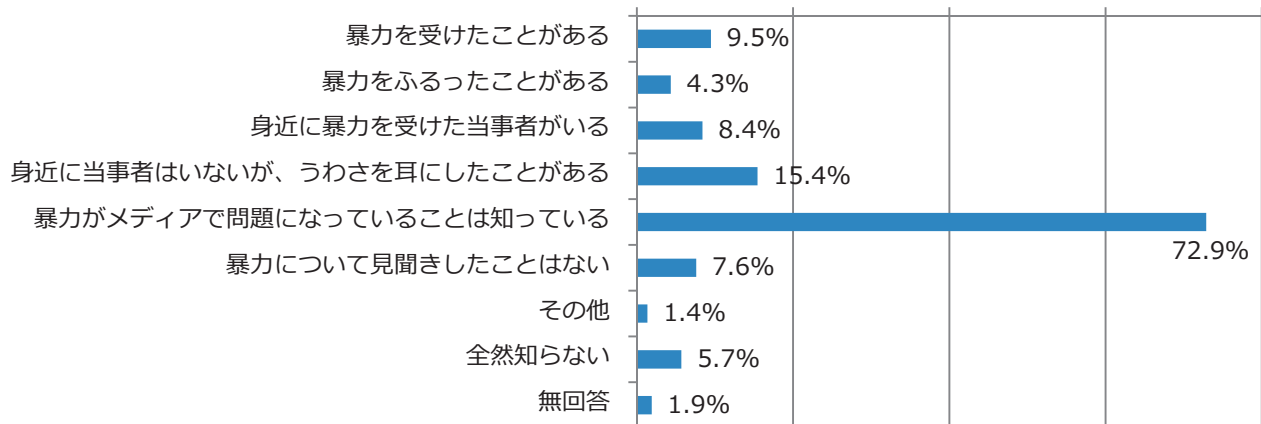


8 (DV ドメスティック・バイオレンス) やや増加傾向にある

生活上の身近な人(夫・妻・恋人等)からのDV(ドメスティック・バイオレンス)については、「暴力がメディアで問題になっていることは知っている」が回答者の72.9%を占めており、DVの問題がより一般的に認識されるようになってきていることが窺われる。

また、「暴力を受けたことがある」が9.5%(前回調査と比べて1.8ポイント増加)と、DVの増加を示す結果となっている。「暴力を受けたことがある」35人の内訳をみると、男8人22.9%、女27人77.1%であり女性の方がDV被害になるケースが多いことが分かる。

■ DVについて(複数回答(いくつでも) n=369:総回答数に対する割合)



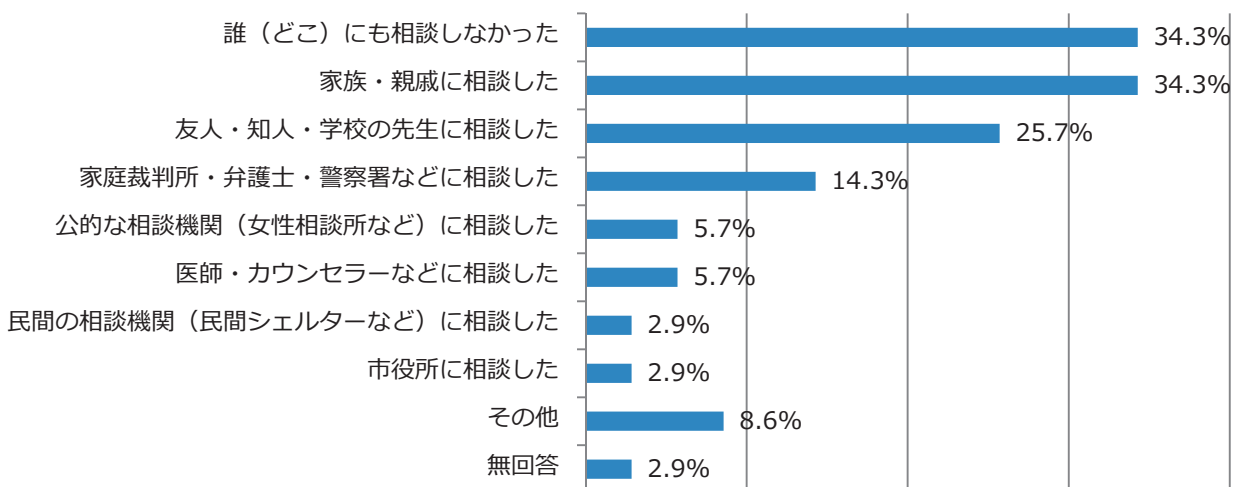
9 (DV被害時の状況)

相談先は家族や親戚・友人・知人、相談しなかった(できなかった)人も

DVの存在を明らかにする回答が前回調査より増えているにもかかわらず、「誰にも相談しなかった(できなかった)」場合も少なくなく、相談窓口の整備や広報、関係機関との連携、未然に防止するための対策など、早期の取り組みが必要であると考えられる。

■ DV被害にあった時の相談状況(暴力を受けたことがあると回答した人のうち複数回答

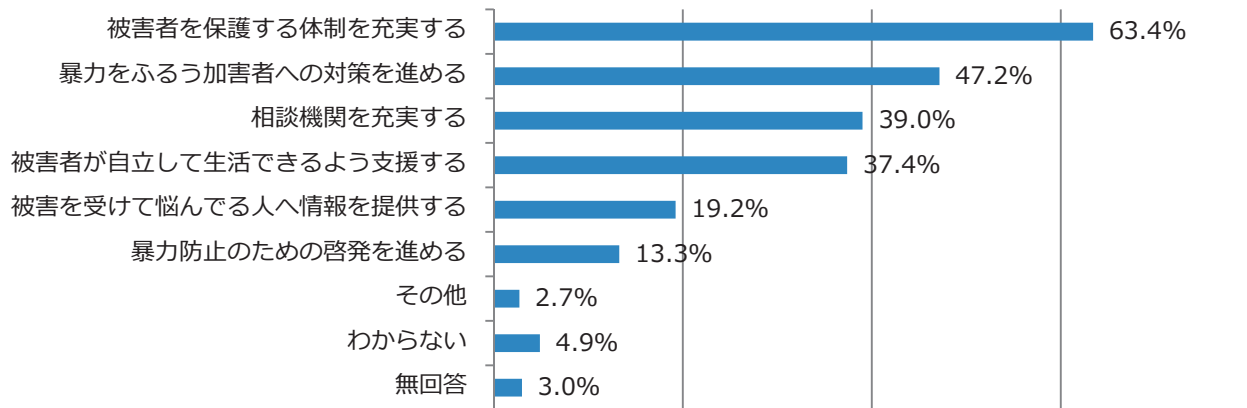
(いくつでも) n=35:総回答数に対する割合)



10 (DVをなくすための取組) 被害者・加害者のために、保護・相談体制の整備を

暴力をなくすために必要な取り組みについては、「被害者を保護する体制を充実する」(63.4%)、「暴力をふるう加害者への対策を進める」(47.2%)、「相談機関を充実する」(39.0%)の順で多くなっている。DVの被害者にも加害者にも、保護・相談体制の整備などの取り組みが必要であると考えられる。

■暴力をなくすため必要な取組(複数回答(3つまで) n=369)



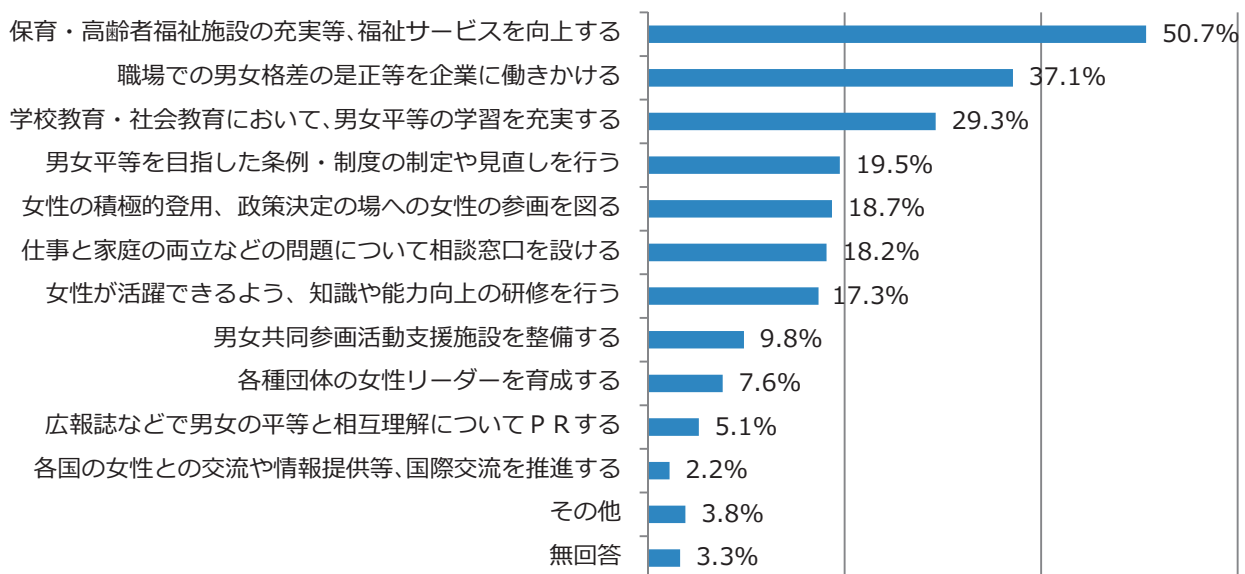
男女がともにいきいきと暮らすために

11 (男女共同参画社会実現のために井原市が力を入れるべきこと)

子育て・介護等の社会的サポート、労働環境の改善、男女平等の学習機会等あらゆる取組が必要
全体では、前回調査同様「保育・高齢者福祉施設の充実等、福祉サービスを向上する」(50.7%)が最も多く選ばれた。「福祉サービスの向上」が井原市において最も求められていることがわかる。

男女共同参画社会の実現に向けては、子育てや介護に対する社会的なサポートをはじめ、職場における労働環境の改善、子どもから大人まですべての世代の人が学ぶ機会を得られることなど、さまざまな取り組みが求められている。

■男女共同参画社会実現のため、今後井原市が力を入れるべきこと(複数回答(3つまで)n=369)



第4次いばら男女共同参画プラン
井原市DV防止及び被害者支援計画

令和3年3月 発行：井原市総務部企画課
〒715-8601 岡山県井原市井原町311番地1
TEL：0866-62-9504 FAX：0866-62-1744
URL：<http://www.city.ibara.okayama.jp>

